

### Ⅲ. 誘導区域・誘導施設

#### 1 都市機能

##### (1) 施設の立地状況

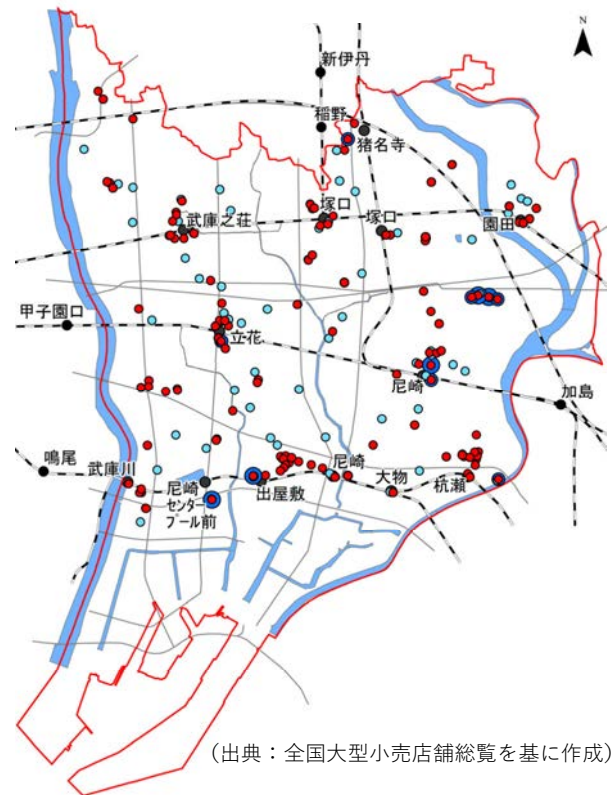
###### ① 商業施設

鉄道駅周辺や主要幹線道路沿道に多くの大規模小売店舗や商店街・市場が立地している。小規模スーパーは市域全域に広く分散して立地している。

###### 凡例

- 商店街・市場
  - 小規模スーパー
- 大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上)
- 1000 - 3000㎡
  - 3001 - 6000㎡
  - 6001 - 10000㎡
  - 10001 - 20000㎡
  - 20001㎡ -

図 - 商業施設の立地状況



(出典：全国大型小売店舗総覧を基に作成)

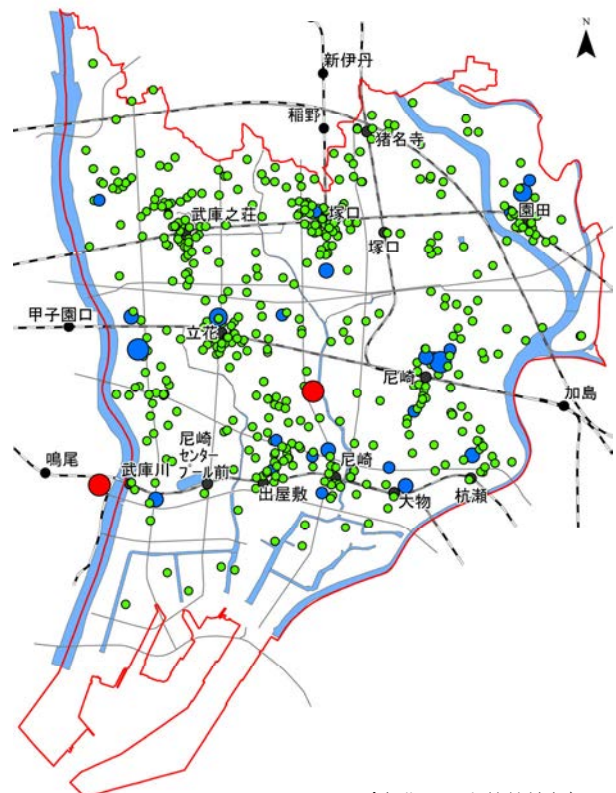
###### ② 医療施設

医療施設のうち、規模の大きな病院は主に鉄道駅周辺に立地しているが、一部駅から離れた場所に立地している病院もある。災害拠点病院が市内に1件立地している。また、診療所は市域全域に広く分散して立地している。

###### 凡例

- 病床数20-100床
- 病床数101-200床
- 病床数201-300床
- 病床数301床-
- 災害拠点病院
- 病院
- 診療所

図 - 医療施設の立地状況



(出典：国土数値情報)

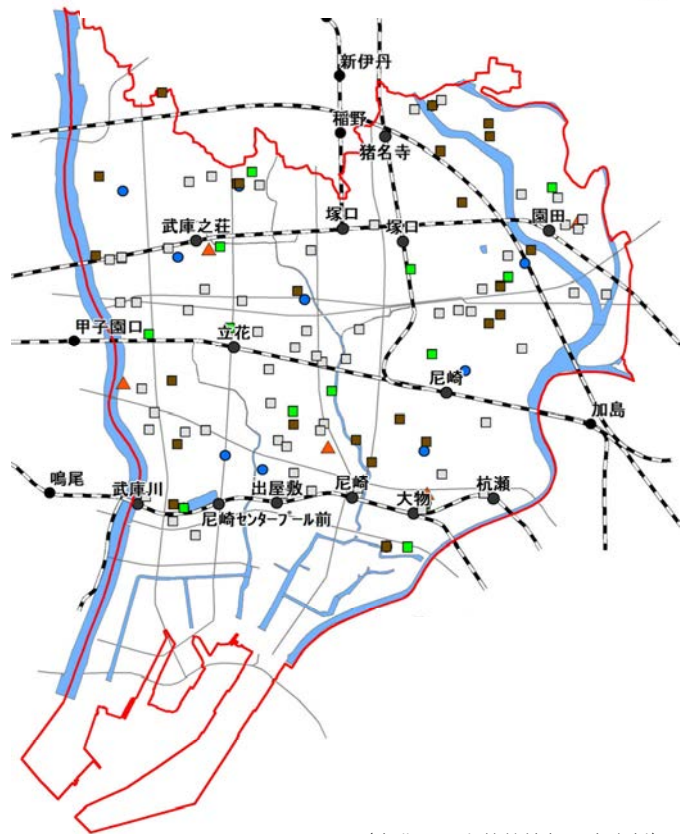
### ③ 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、市域全域に広く分散して立地している。

#### 凡例

- サービス付高齢者住宅
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- ▲ 老人福祉センター

図 - 高齢者福祉施設の立地状況



(出典：国土数値情報、市資料)

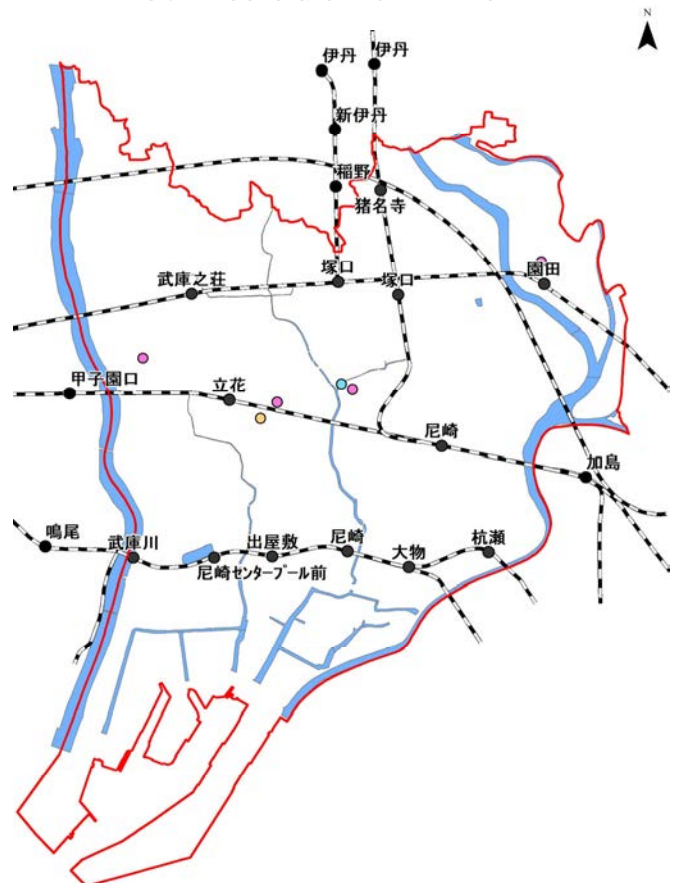
### ④ 障害者福祉施設

障害者福祉施設の多くは、JR 沿線に立地している。地域包括支援センター、老人福祉センター、障害者就労・生活支援センターなど全市あるいは地域を対象にした施設も必ずしも駅前に立地しているわけではない。

#### 凡例

- 障害者就労・生活支援センター
- 市立障害者(児)施設
- 相談支援事業所

図 - 障害者福祉施設の立地状況



(出典：国土数値情報、市資料)

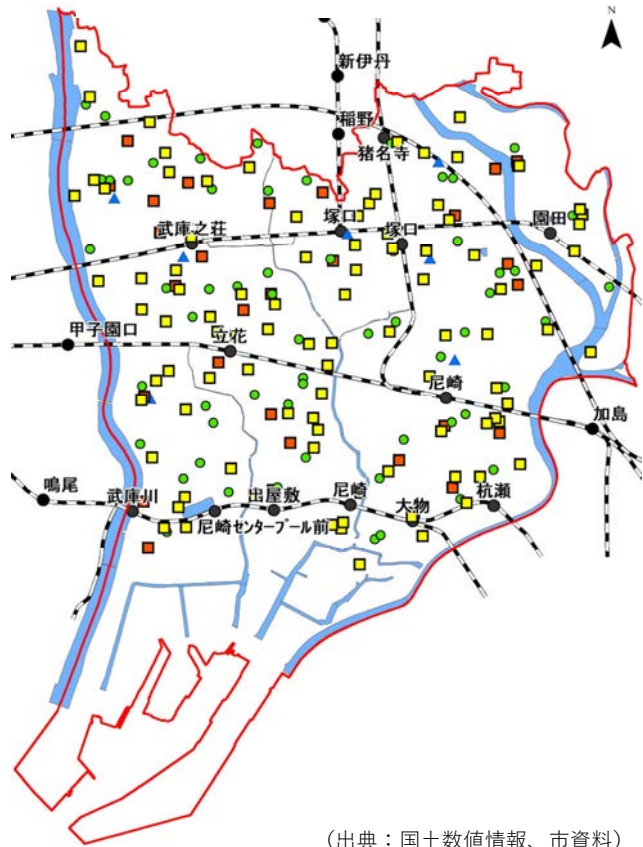
### ⑤ 子育て支援・教育施設等

子育て支援・教育施設、高等学校・高等教育機関は、いずれの施設も市域全域に広く分散して立地している。

#### 凡例

- 保育所
- 幼稚園
- 小学校・中学校
- ▲ つどいの広場

図 - 子育て支援・教育施設の立地状況

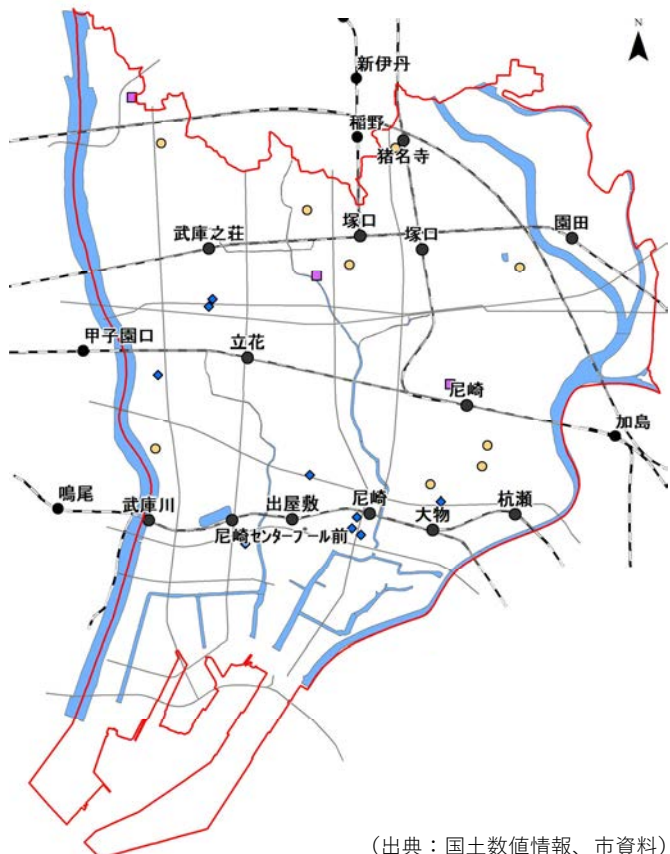


(出典：国土数値情報、市資料)

図 - 高等学校・高等教育機関の立地状況

#### 凡例

- 高校
- 大学
- ◆ 専修学校



(出典：国土数値情報、市資料)

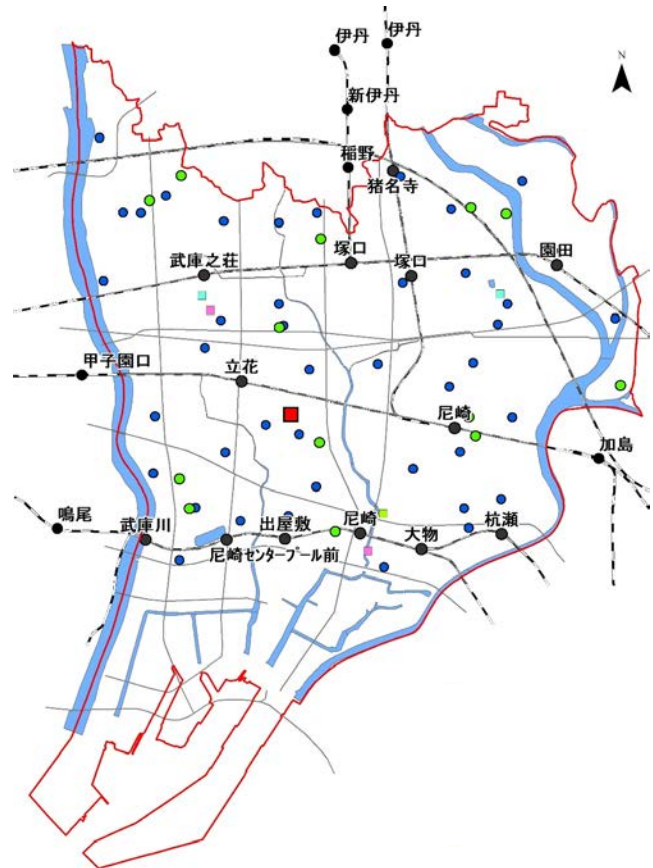
## ⑥ 社会教育・文化施設

社会教育・文化施設は市域全域に広く分散して立地している。図書館、総合文化センター等、全市を対象にした施設は一部駅から離れた場所に立地しているが、おおむね駅の近くに配置されている。

### 凡例

- 市役所
- 生涯学習プラザ
- 図書館
- 総合文化センター
- 青少年・婦人施設
- 児童施設(小学校)

図 - 社会教育・文化施設の立地状況



(出典：国土数値情報、市資料)

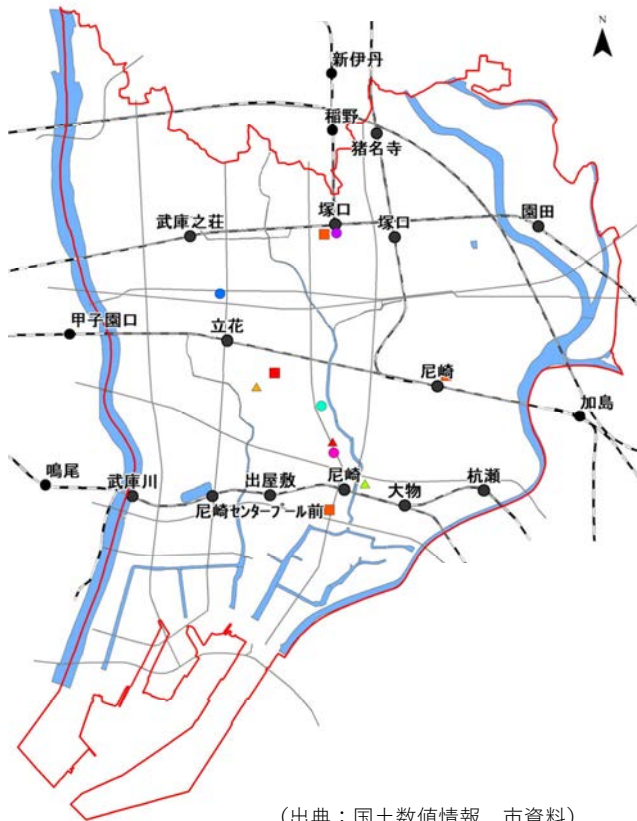
### ⑦ 国・県等施設

国・県等施設については、阪神尼崎駅からJR立花駅の間によく立地している。

#### 凡例

- 市役所
- 市サービスセンター
- ▲ 法務局
- ▲ 税務署
- ▲ ハローワーク
- 年金事務所
- 地方裁判所
- 県民センター
- 旅券事務所

図 - 国・県等施設の立地状況



(出典：国土数値情報、市資料)

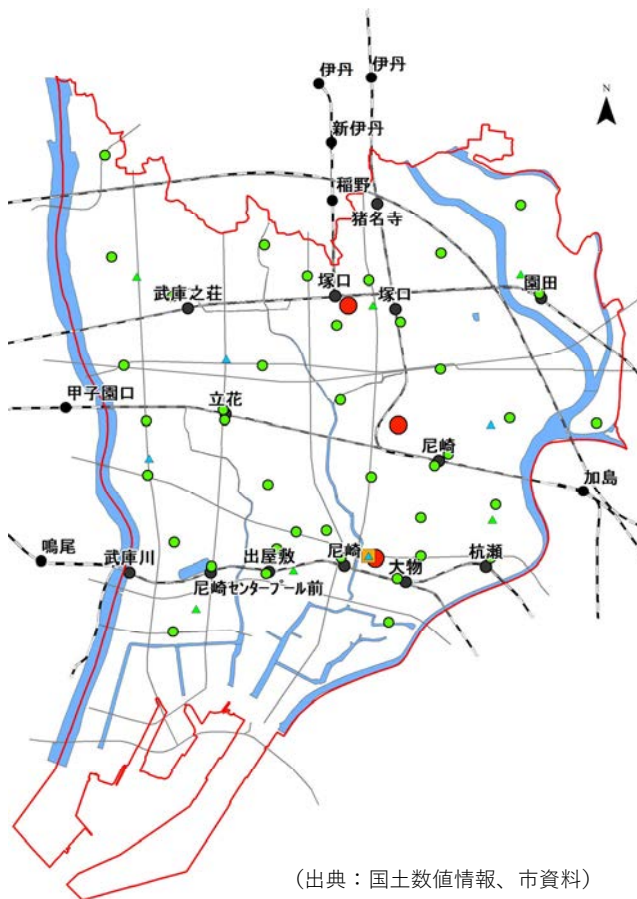
### ⑧ 警察・消防関連施設

警察・消防関連施設のうち警察署や消防本部は駅周辺にあるが、その他の施設は必ずしも駅周辺に立地が求められる施設ではないことから、市域全域に広く分散して立地している。

#### 凡例

- 警察署
- 交番
- 消防本部
- ▲ 消防署
- ▲ 分署・出張所

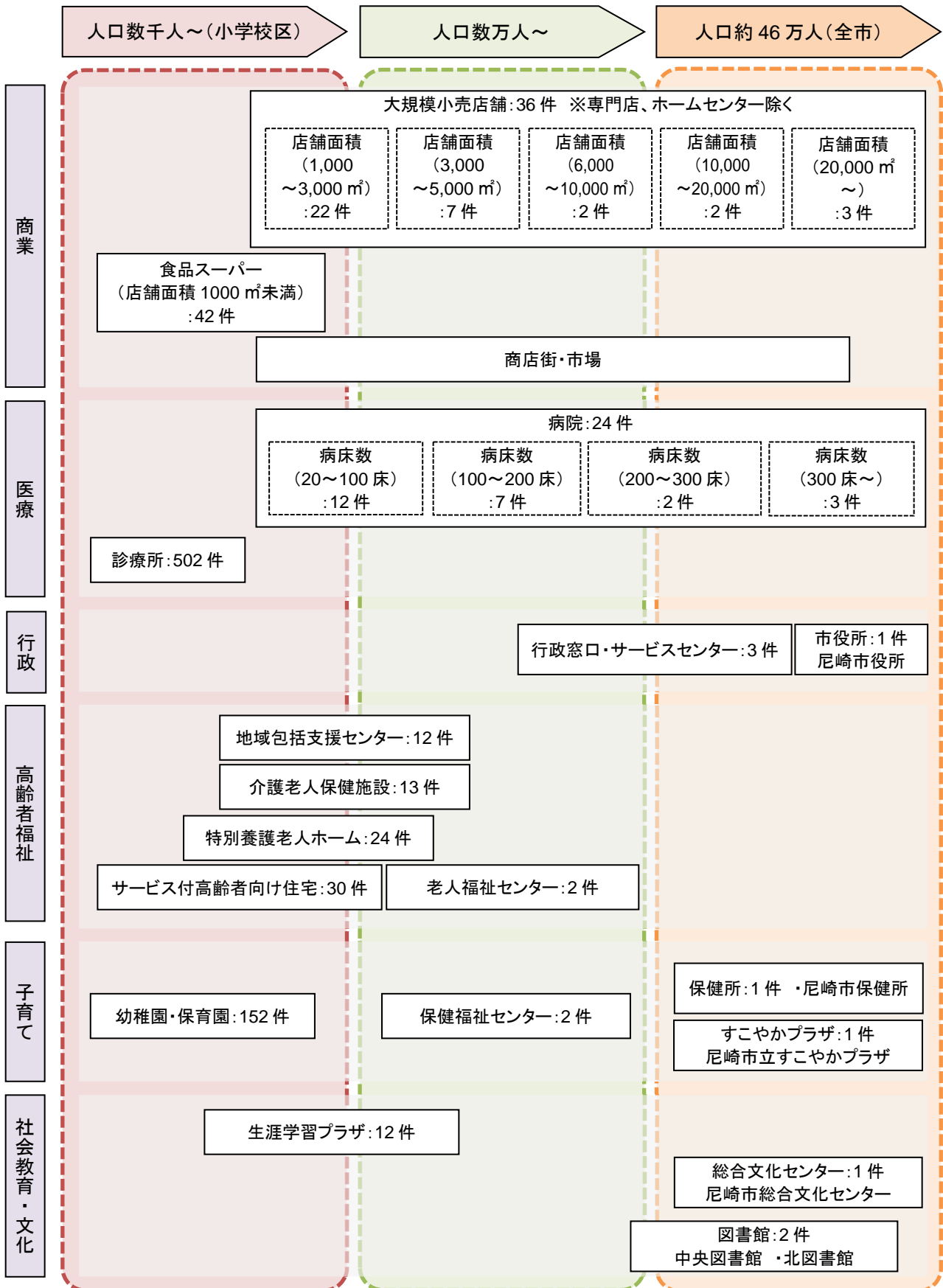
図 - 警察・消防関連施設の立地状況



(出典：国土数値情報、市資料)

## (2) 施設の配置状況

現在の都市施設の立地件数から、各施設の配置状況を整理すると、下図のとおりになっている。



(出典：国土数値情報)

## 2 居住誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。

本編の第3章において、居住誘導区域を定めているが、都市計画運用指針では、居住誘導区域の設定される区域として、以下に留意することとしている。

### ■ 都市計画運用指針の位置付け

#### 居住誘導区域を定める事が考えられる区域

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

#### 居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ア 市街化調整区域
- イ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- エ 自然公園法に規定する特別地域、森林法の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は森林法の規定により告示された保安林予定森林の区域、保安施設地区若しくは保安施設地区に予定された地区
- オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止地域  
(地すべりを防止するための措置が講じられている区域を除く)
- カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域  
(急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている区域を除く)
- キ 土砂災害特別警戒区域
- ク 特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域

#### 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ア 津波災害特別警戒区域
- イ 災害危険区域（「居住誘導区域に含まないこととされている区域」の「イ」の区域を除く）

災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域
- イ 津波防止地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域
- ウ 水防法に規定する浸水想定区域
- エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川

浸水被害対策法に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれがある区域

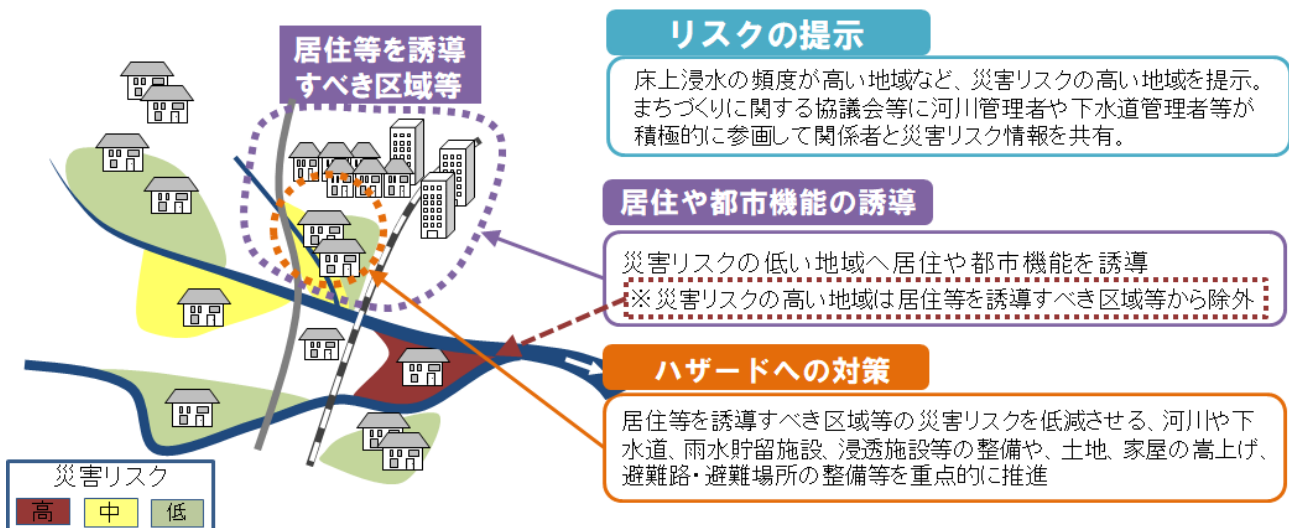
慎重に判断を行うことが望ましい区域

- ア 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

上記の居住誘導区域の設定基準のうち、居住誘導区域に含まないこととすべき区域は「災害レッドゾーン」と呼ばれる。また、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域は「災害イエローゾーン」と呼ばれている。

災害レッドゾーン・災害イエローゾーンの概要及び本市の該当状況は、次頁以降の表のとおりで、本市には、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーンはないが、区域内の警戒避難体制の整備等が求められている災害イエローゾーンはあることから、居住誘導区域の設定にあたっては留意が必要である。

本市の居住誘導区域の設定の考え方や防災・減災対策を計画的に推進していくための取組方針については、本編の第3章及び第4章に示している。



(出典：国土交通省)



■ 災害レッドゾーン・災害イエローゾーンの概要及び本市の該当状況

区域	指定	(参考) 行為規制等	本市の 該当状況
<p><b>レッドゾーン</b> →住宅等の建築 や開発行為等の 規制あり</p>	<p><b>災害危険区域</b> (崖崩れ、出水、津波等) &lt;建築基準法&gt;</p>	<p>地方公共団体</p> <p>・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第 39 条第 2 項)</p>	<p>×</p>
	<p><b>土砂災害特別警戒区域</b> &lt;土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律&gt;</p>	<p>都道府県知事</p> <p>・特別警戒区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第 10 条第 1 項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設</p>	<p>×</p>
	<p><b>地すべり防止区域</b> &lt;地すべり等防止法&gt;</p>	<p>国土交通大臣 農林水産大臣</p> <p>・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第 18 条第 1 項) ※のり切り(長さ 3m)、切土(直高 2m) など</p>	<p>×</p>
	<p><b>急傾斜地崩壊危険区域</b> &lt;急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律&gt;</p>	<p>都道府県知事</p> <p>・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第 7 条第 1 項) ※のり切り(長さ 3m)、切土(直高 2m) など</p>	<p>×</p>
	<p><b>浸水被害防止区域</b> &lt;特定都市河川浸水被害対策法&gt;</p>	<p>都道府県知事</p> <p>・浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第 57 条第 1 項、第 66 条第 1 項) ※住宅や要配慮者施設のほか条例で定める建築物及び当該建築に係る開発行為</p>	<p>×</p>

区域		指定	(参考) 行為規制等	本市の 該当状況
	<b>津波災害特別警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途	×
	<b>浸水想定区域</b> <水防法>	(洪水) 国土交通大臣 都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事 市町村長 (高潮) 都道府県知事	・なし	○
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	<b>土砂災害警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	・なし	×
	<b>都市浸水想定(区域)</b> <特定都市河川浸水被害対策法>	国土交通大臣 都道府県知事 等	・なし	○
	<b>津波災害警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	・なし	×
	<b>津波浸水想定(区域)</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	・なし	○

### 3 都市機能誘導区域

#### (1) 区域の詳細図

以下の区域設定の考え方にに基づき設定した各都市機能誘導区域の詳細図を次頁以降に示す。  
 なお、図中で示している面積は都市機能誘導区域の面積である。(市独自の区域の面積を除く)

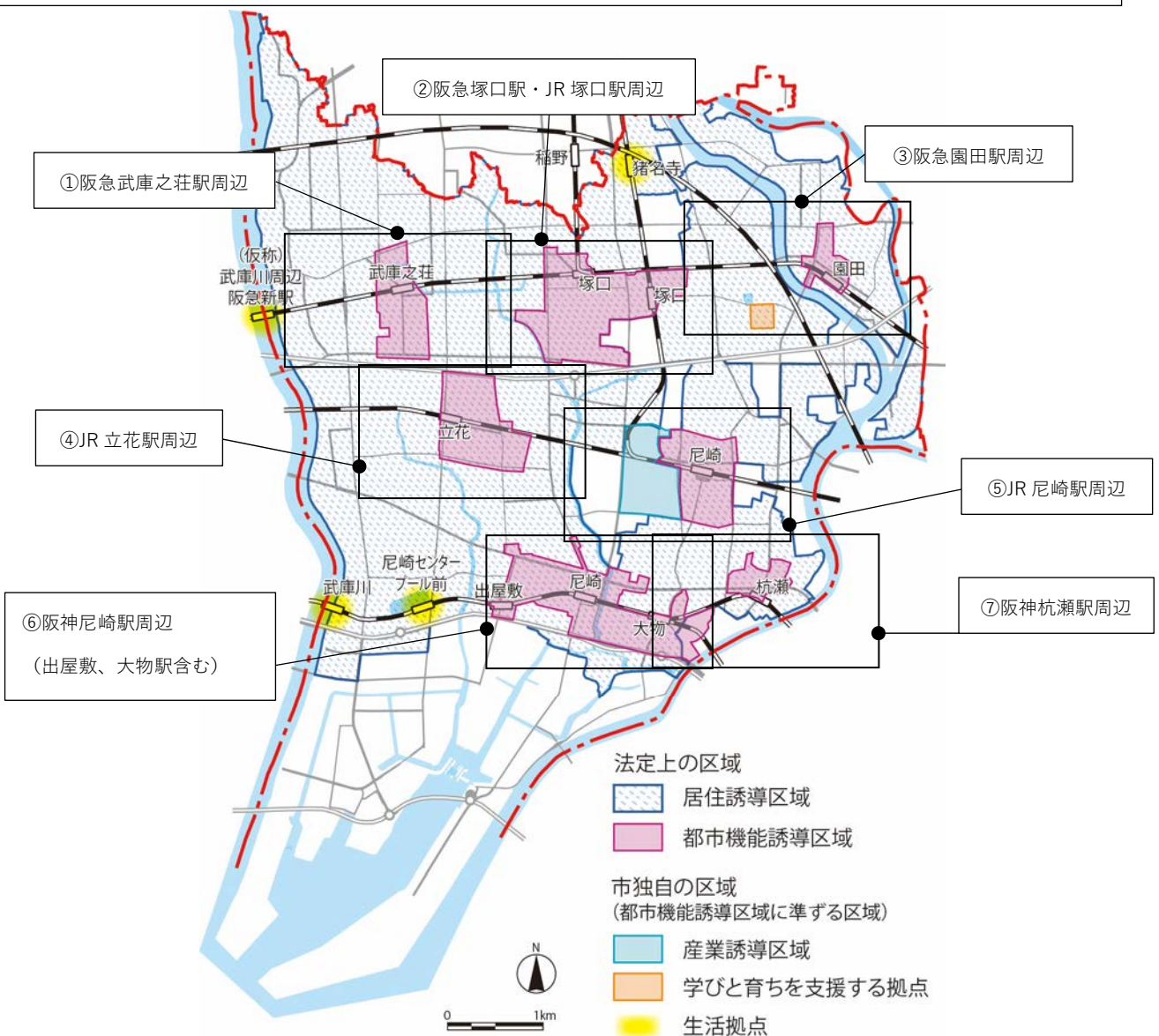
原則として鉄道駅からの距離、用途地域、土地の利用状況及び広域に利用される公的施設等の立地状況等を踏まえて設定する。

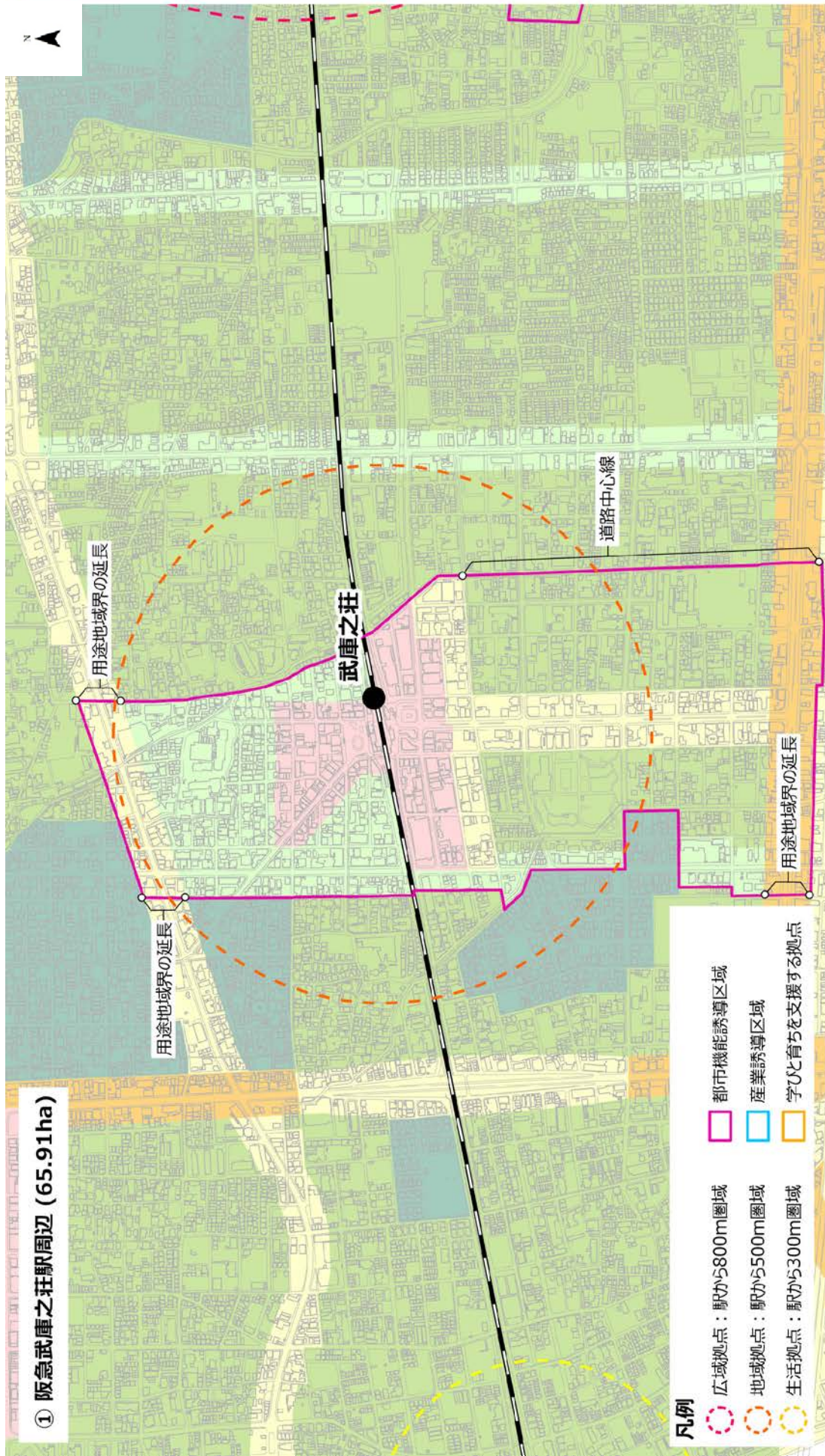
- ・ 鉄道駅からの範囲は、広域拠点にあつては半径 800m、地域拠点にあつては半径 500mの範囲内を目安とする。
- ・ 鉄道駅周辺の幹線道路は含む。
- ・ 商業地域及び近隣商業地域は含む。
- ・ 第 1 種低層住居専用地域は含まない。
- ・ 住宅の密集地等、新たな都市機能を誘導することが困難であると認められる区域は含まない。

境界線については、明確な地形地物（道路、公園等）又は都市計画により定めた区域界（（用途地域の区域界※ 1）及び（都市施設の区域界※ 2））を基本とし、土地の利用状況等やむを得ない場合は、現状の敷地境界で設定する。

※ 1 用途地域の区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める地域について、同条第 3 項第 1 号により定めた区域

※ 2 都市施設の区域：都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設について、同条第 2 項により定めた区域





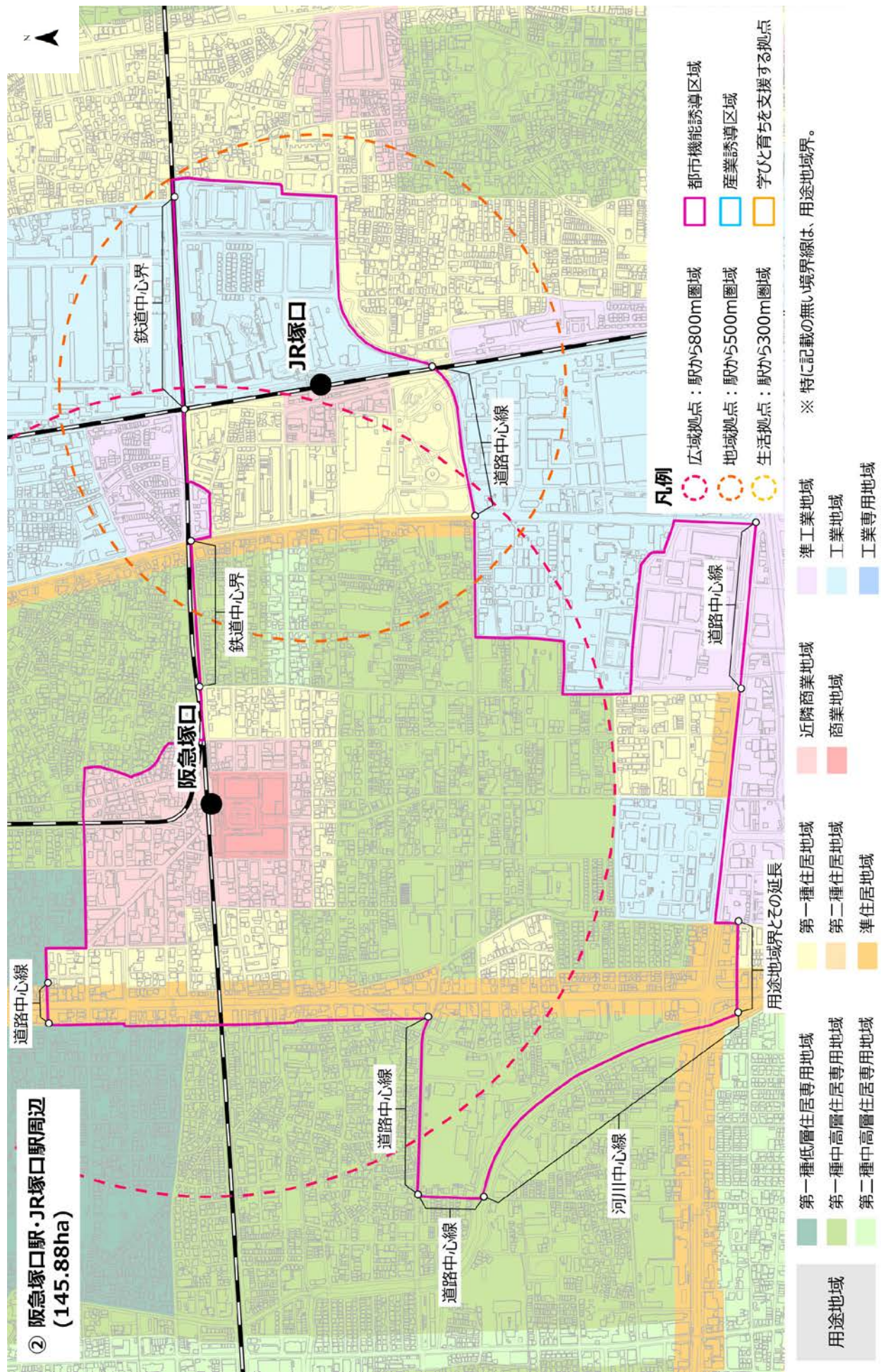
① 阪急武庫之荘駅周辺 (65.91ha)

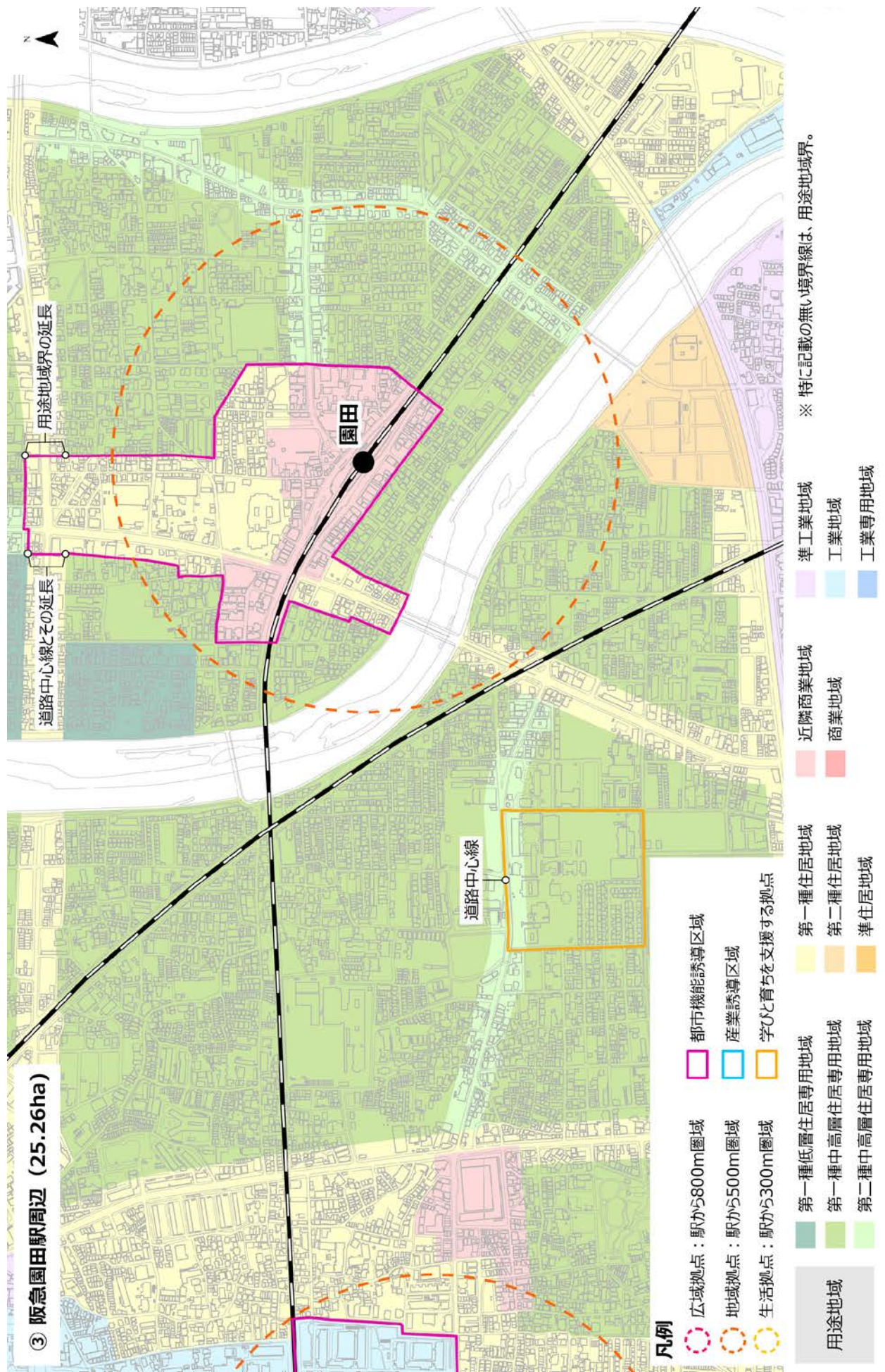
凡例

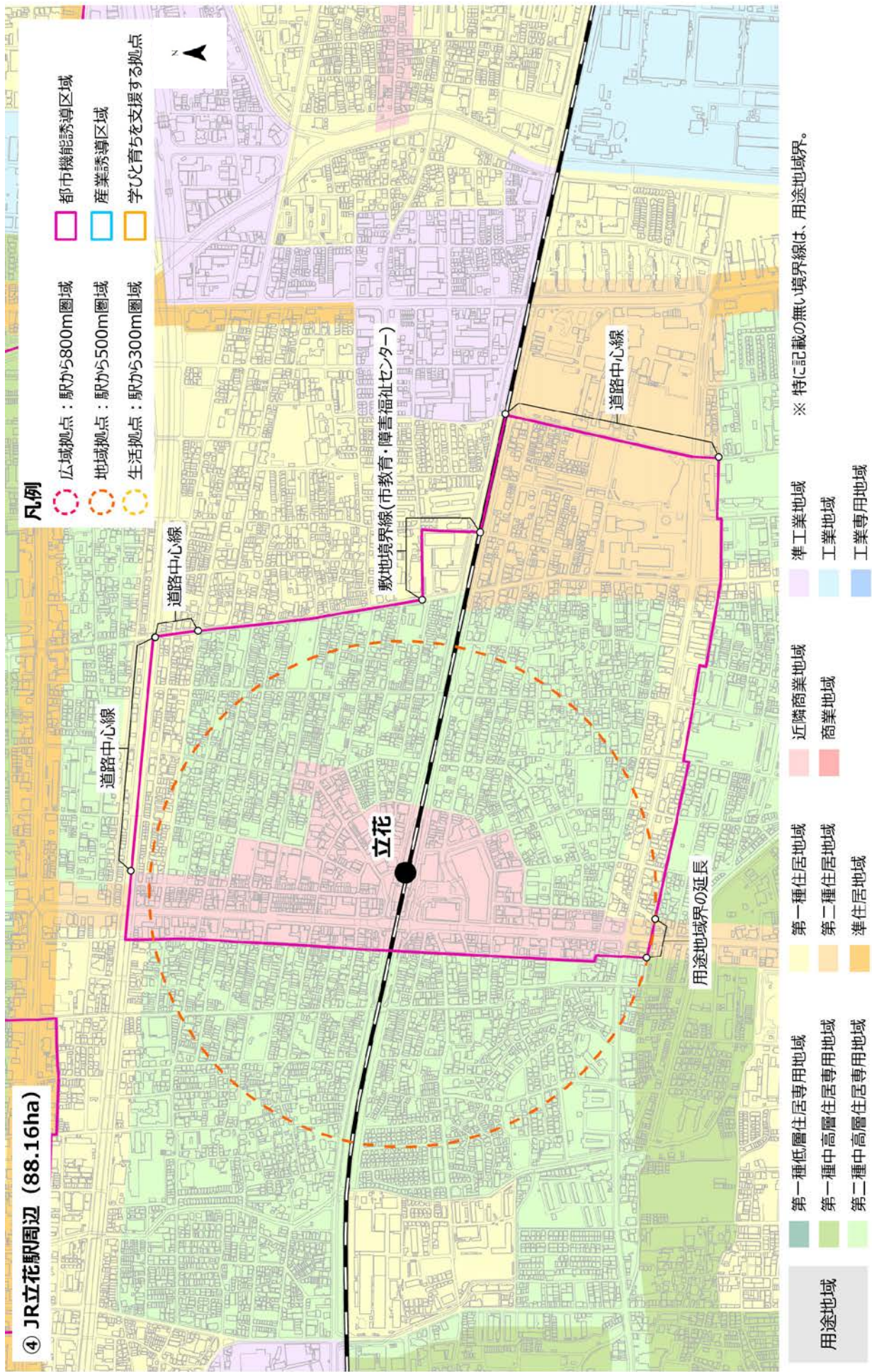
- 広域拠点：駅から800m圏域
- 地域拠点：駅から500m圏域
- 生活拠点：駅から300m圏域
- 都市機能誘導区域
- 産業誘導区域
- 学びと育ちを支援する拠点

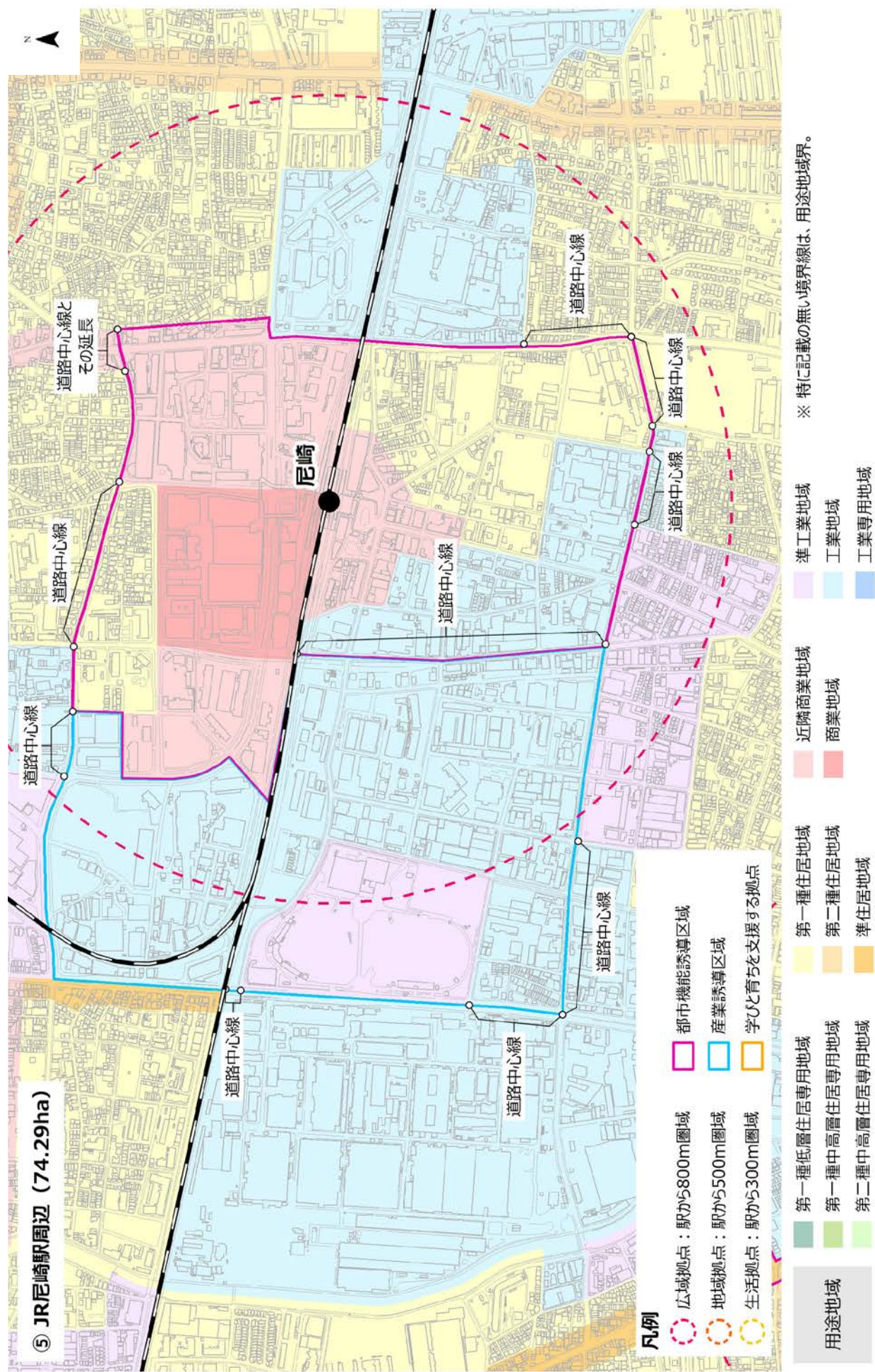
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

※ 特に記載の無い境界線は、用途地域界。

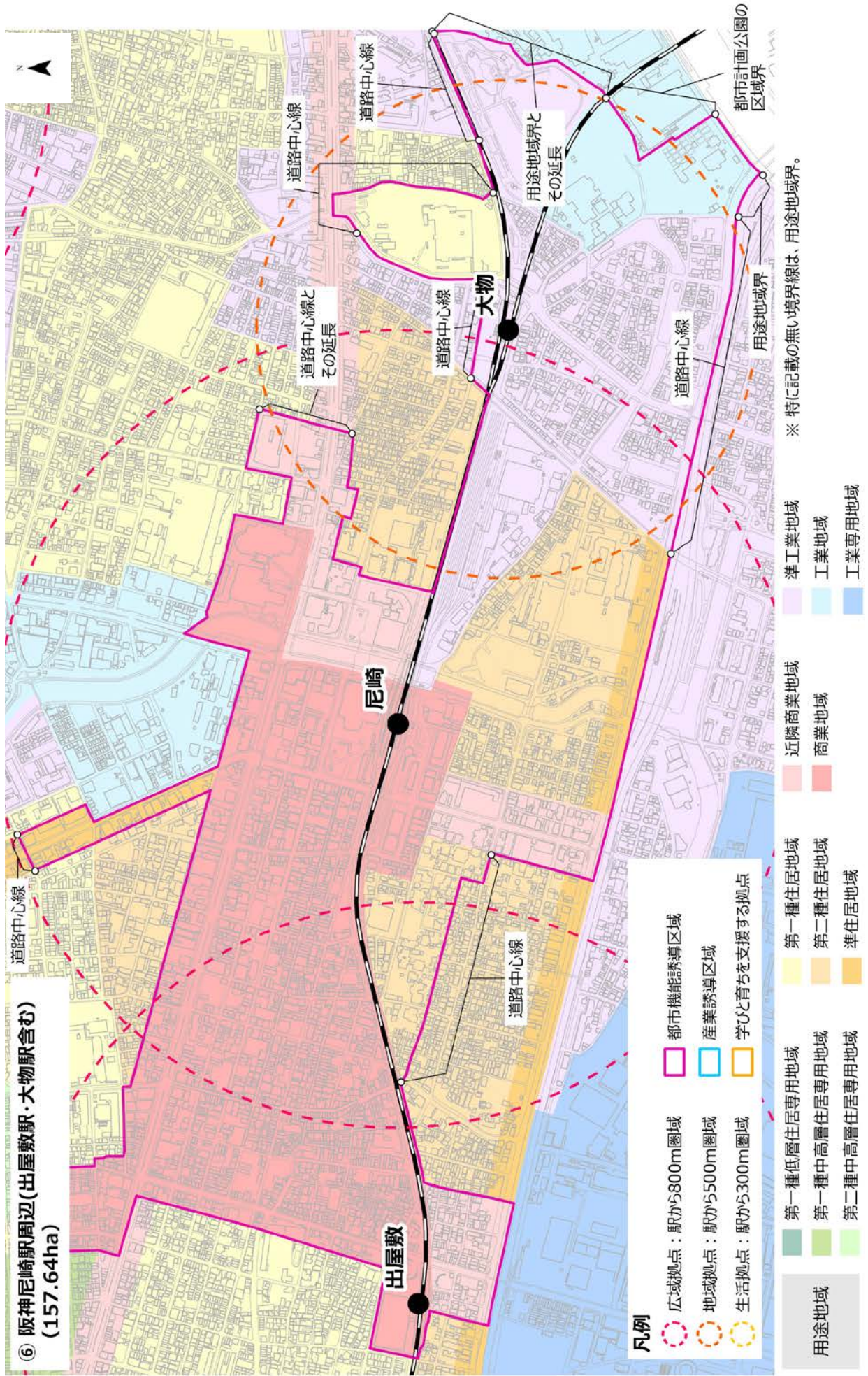


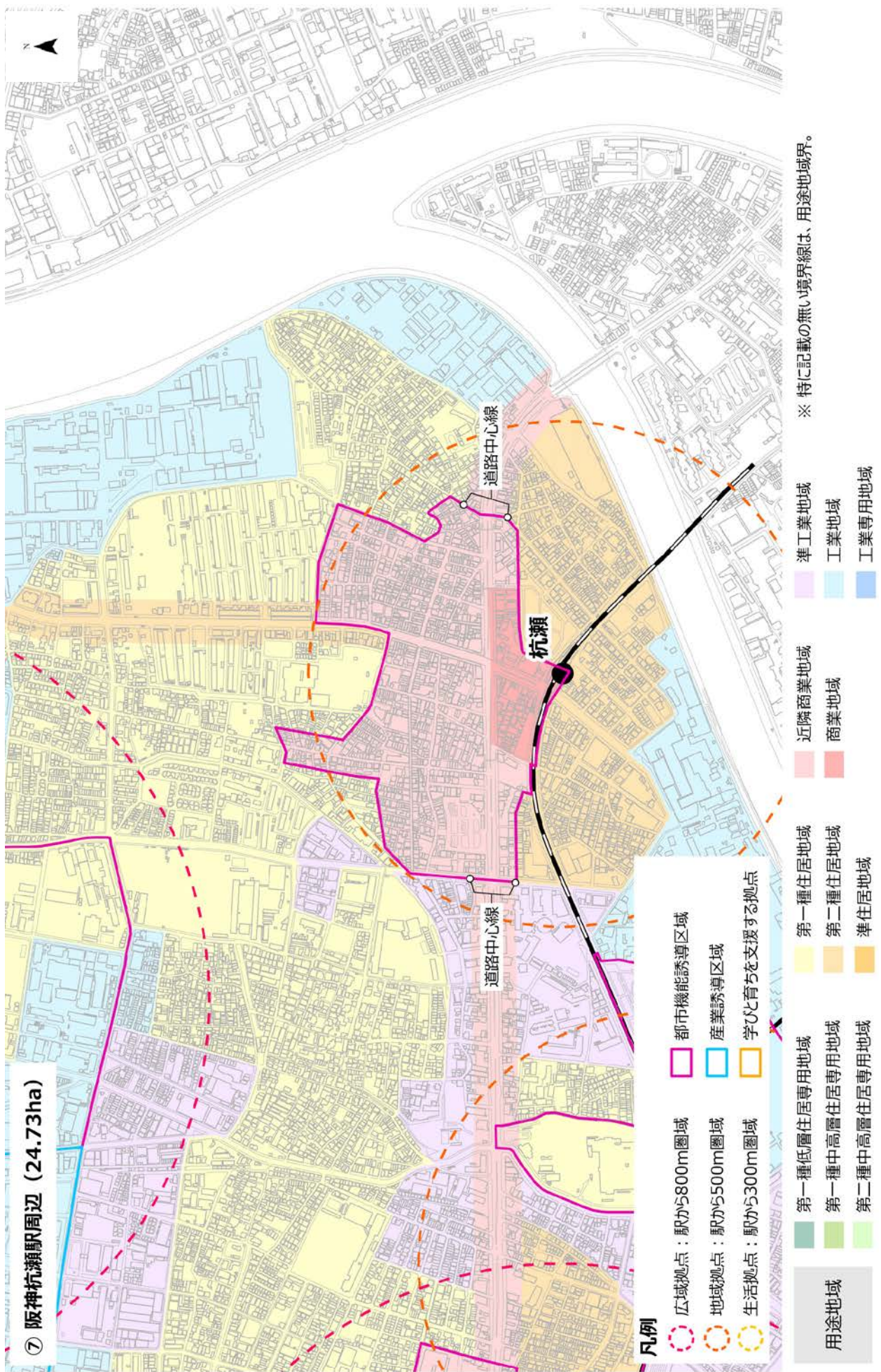












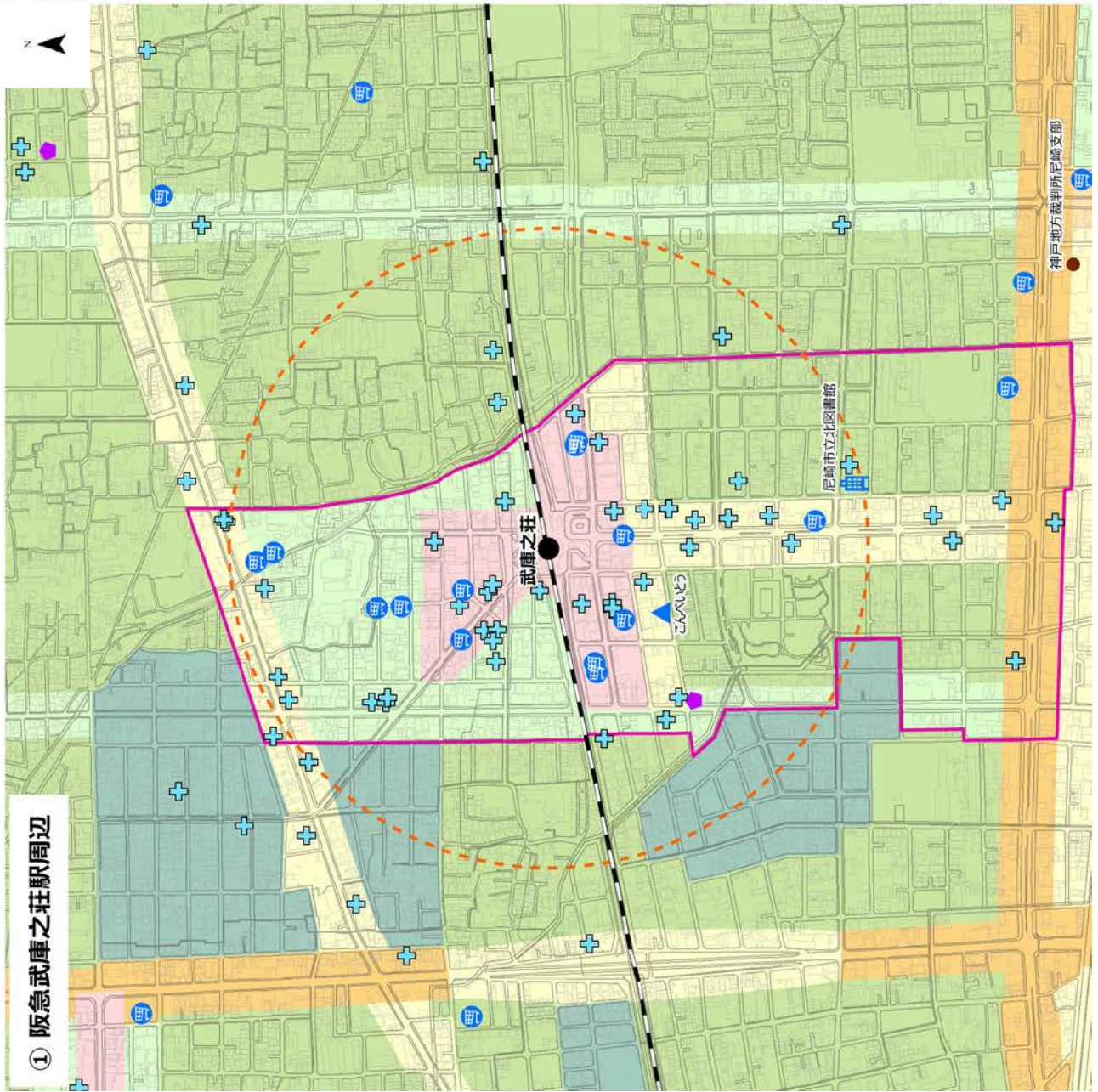
## (2) 誘導施設の立地状況

本編の第3章で設定した市内に立地する法定の誘導施設は下表のとおりである。市内の各駅周辺における誘導施設を含む主な施設の立地状況を次頁以降に示す。

### ■誘導施設（令和6年（2024年）3月時点）

施設分類	施設名称	
商業施設 (店舗面積1万㎡以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>塚口さんさんタウン</u></li> <li>・<u>あまがさきキューズモール</u></li> <li>・イオスタイル尼崎</li> <li>・<u>リベル</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>グンゼタウンセンターつかしん</u></li> <li>・<u>アミング潮江</u></li> <li>・ホームセンターホームズ尼崎</li> <li>・アマドゥ</li> </ul>
広域に利用される公的施設 (国・県の機関等、住民票等の発行窓口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎税務署</li> <li>・尼崎年金事務所</li> <li>・<u>神戸地方法務局尼崎支局</u></li> <li>・<u>阪神南県民センター</u></li> <li>・<u>尼崎総合庁舎</u></li> <li>・<u>尼崎市役所</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ハローワーク尼崎</u></li> <li>・神戸地方裁判所尼崎支部</li> <li>・<u>兵庫県旅券事務所尼崎出張所</u></li> <li>・<u>阪急塚口サービスセンター</u></li> <li>・<u>JR 尼崎サービスセンター</u></li> <li>・<u>阪神尼崎サービンスセンター</u></li> </ul>
子育て支援施設 (子育て交流・相談機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>わいわいステーション</u></li> <li>・びすけっと</li> <li>・きらきら</li> <li>・<u>わらべ</u></li> <li>・ちびっこステーションひだまり</li> <li>・<u>すこやかプラザ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>こんぺいとう</u></li> <li>・<u>のびのびステーション</u></li> <li>・あみんぐステーション</li> <li>・どろっぷす</li> <li>・<u>まかろん</u></li> </ul>
教育文化施設 (大学等の研究機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>園田学園女子大学短期大学部</u></li> <li>・<u>関西国際大学</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>園田学園女子大学</u></li> <li>・産業技術短期大学</li> </ul>
教育文化施設 (歴史館機能、夜間中学校、図書館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>尼崎市立成良中学校琴城分校</u></li> <li>・<u>尼崎市立北図書館</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>尼崎市立歴史博物館</u></li> <li>・<u>尼崎市立中央図書館</u></li> </ul>
芸術文化施設 (芸術文化ホール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>尼崎市総合文化センター（あましんアルカイックホール）</u></li> </ul>	
芸術文化施設（劇場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>兵庫県立尼崎市青少年創造劇場（ピッコロシアター）</u></li> </ul>	
スポーツ施設 (観覧場（野球場）)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>阪神タイガースファーム施設（令和7年（2025年）オープン予定）</u></li> </ul>	

(下線部：都市機能誘導区域内にある施設)

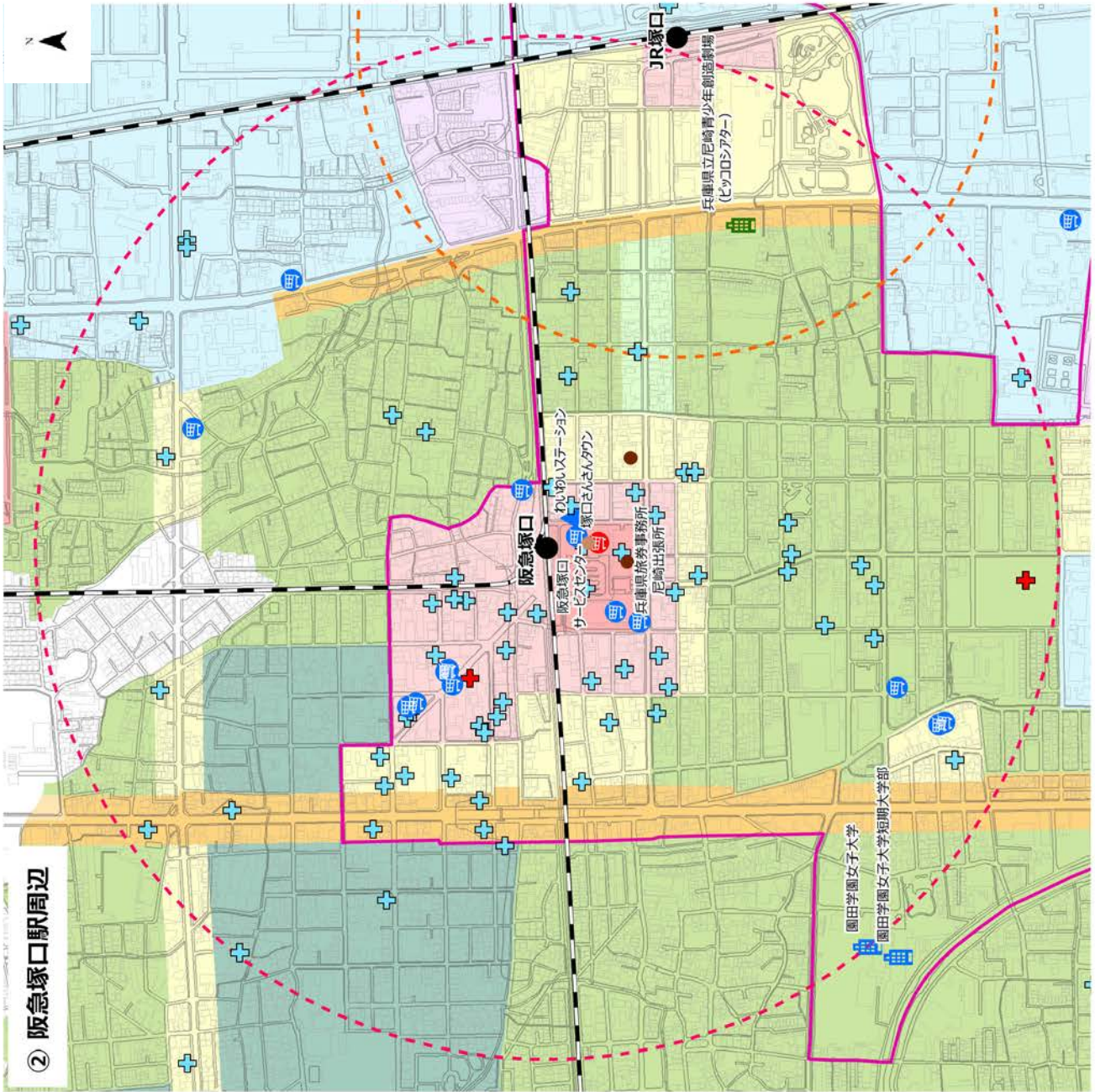


① 阪急武庫之荘駅周辺

- 凡例**
- 広域拠点： 駅から800m圏域 (Dashed yellow circle)
  - 生活拠点： 駅から300m圏域 (Dashed orange circle)
  - 地域拠点： 駅から500m圏域 (Dashed orange circle)
  - 第一種低層住居専用地域 (Green)
  - 第一種中高層住居専用地域 (Yellow)
  - 第二種中高層住居専用地域 (Orange)
  - 第一種住居地域 (Light Blue)
  - 第二種住居地域 (Dark Blue)
  - 準住居地域 (Light Green)
  - 都市機能誘導区域 (Pink)
  - 近隣商業地域 (Light Red)
  - 商業地域 (Red)
  - 準工業地域 (Light Purple)
  - 工業地域 (Light Blue)
  - 工業専用地域 (Dark Blue)

誘導施設  
(都市機能誘導区域内に立地)

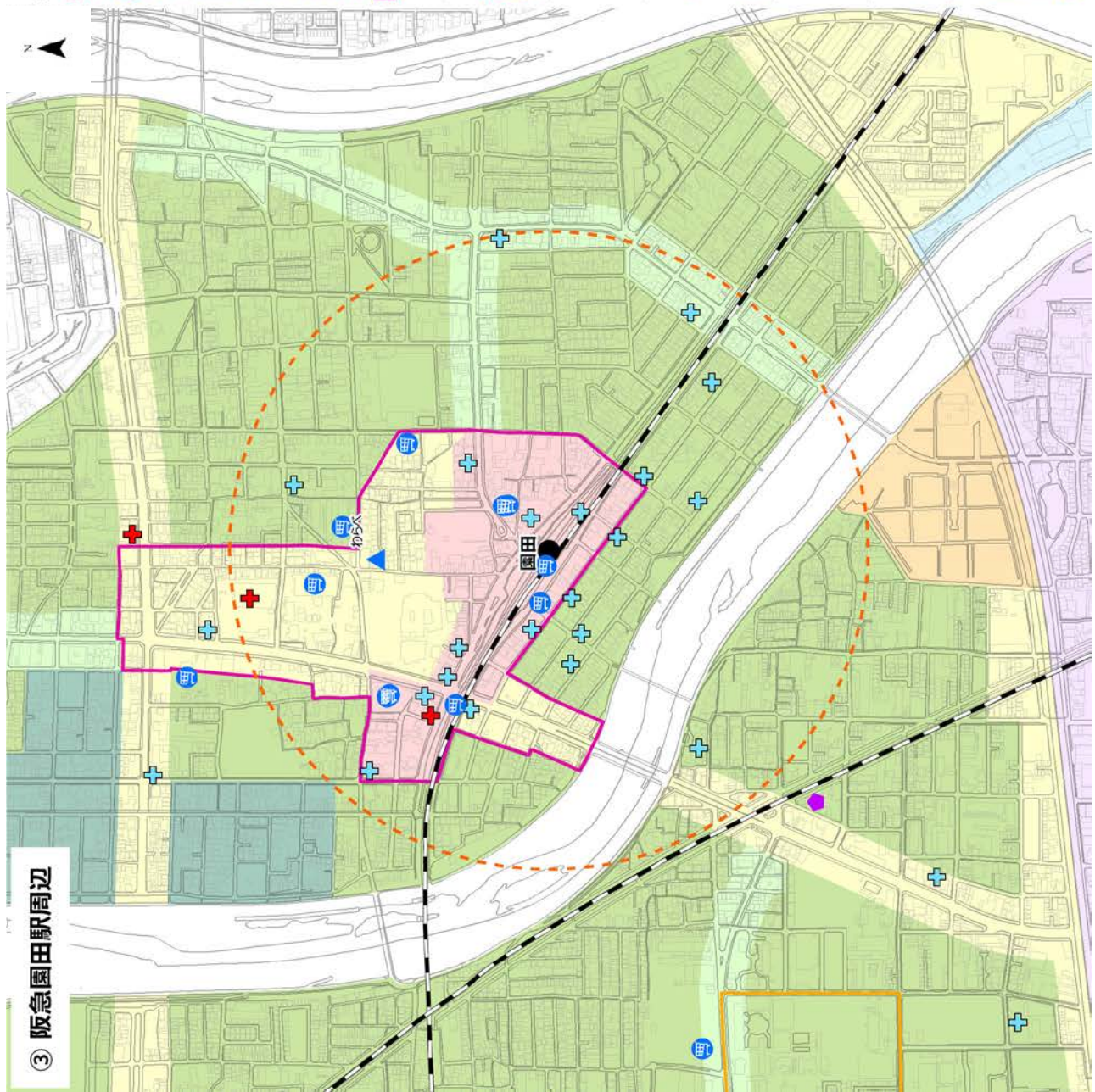
<b>【商業施設】</b>			
大規模商業施設 (Red circle with '商')	-		
小規模スーパー・商店街等 (Blue circle with '商')	-		
<b>【医療施設】</b>			
病院 (Red cross)	-		
診療所 (Blue cross)	-		
<b>【行政サービス施設】</b>			
中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) (Red circle)	-		
その他の行政窓口 (サービスセンター) (Orange circle)	-		
<b>【介護保険福祉施設】</b>			
相談窓口 (地域包括支援センター) (Purple diamond)	-		
<b>【子育て支援施設】</b>			
つどいの広場 (Blue triangle)	こんぱいとう		
すこやかプラザ (Green triangle)			
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>			
教育文化施設 (Blue building icon)			尼崎市立北図書館
芸術文化施設 (Green building icon)			
スポーツ施設 (Yellow building icon)			



凡例

- 生活拠点： 駅から300m圏域
- 広域拠点： 駅から800m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 都市機能誘導区域
- 誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)
- 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域

<b>【商業施設】</b>	大規模商業施設 小規模スーパー・商店街等	塚口さんさんタウン
<b>【医療施設】</b>	病院 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b>	中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) その他行政窓口 (サービスセンター)	兵庫県旅務所尼崎出張所 阪急塚口サービスセンター
<b>【介護保険福祉施設】</b>	相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b>	つどいの広場 すこやかプラザ	わいゆいステーション
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	教育文化施設 芸術文化施設 スポーツ施設	園田学園女子大学 園田学園女子大学短期大学部 兵庫県立尼崎青少年創造劇場 (ピッコシアター)

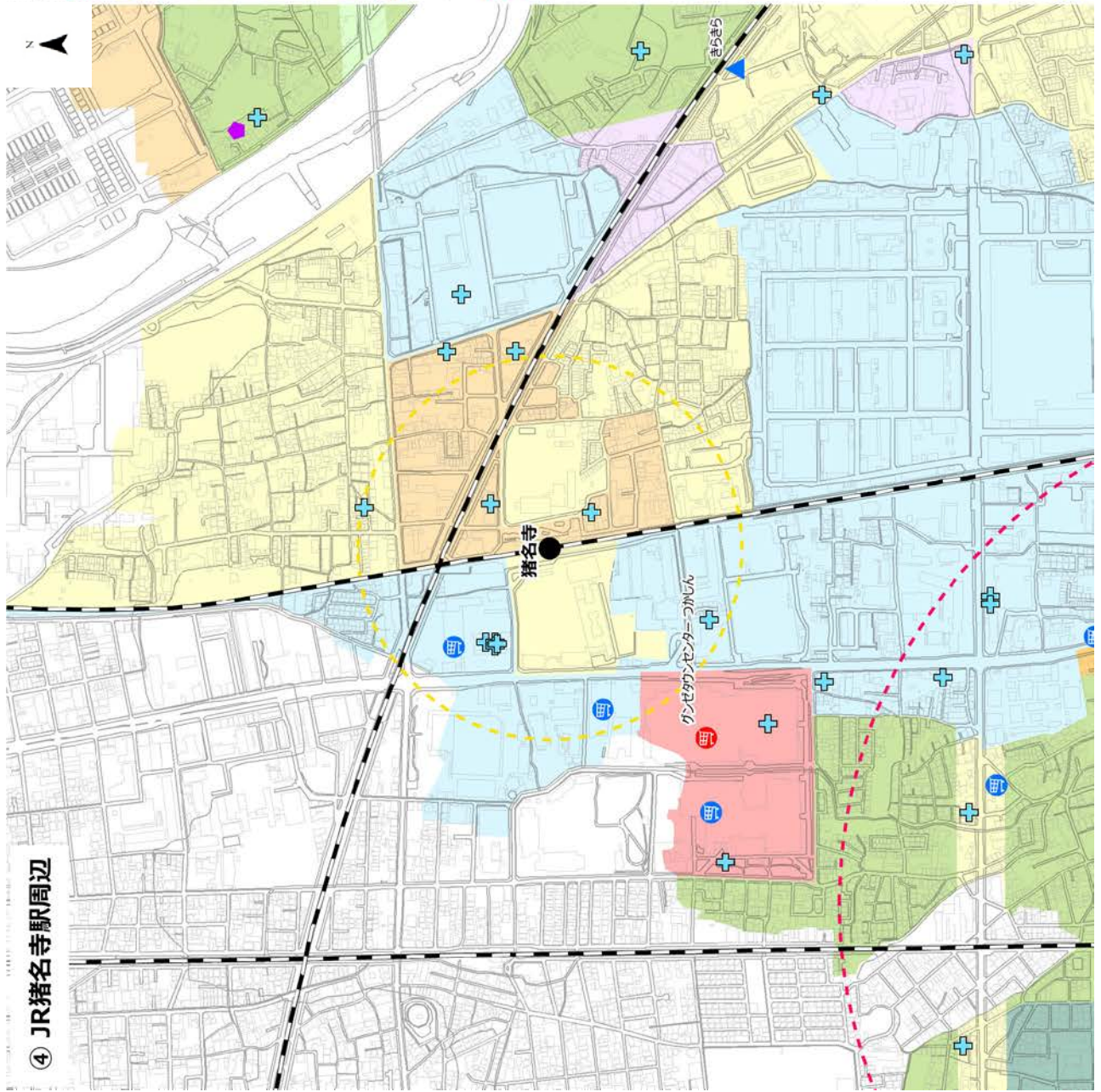


③ 阪急園田駅周辺

凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 生活拠点： 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)	
<b>【商業施設】</b> ● 大規模商業施設 ● 小規模スーパー・商店街等	-
<b>【医療施設】</b> + 病院 + 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b> ● 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) ● その他行政窓口 (サービスセンター)	-
<b>【介護保険福祉施設】</b> ◆ 相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b> ▲ つどいの広場 ▲ すこやかプラザ	わらべ
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b> ● 教育文化施設 ● 芸術文化施設 ● スポーツ施設	-



④ JR猪名寺駅周辺

凡例

- 生活拠点： 駅から300m圏域
- 広域拠点： 駅から800m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【商業施設】

- 大規模商業施設
- 小規模スーパー・商店街等

【医療施設】

- 病院
- 診療所

【行政サービス施設】

- 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)
- その他の行政窓口 (サービスセンター)

【介護保険福祉施設】

- 相談窓口 (地域包括支援センター)

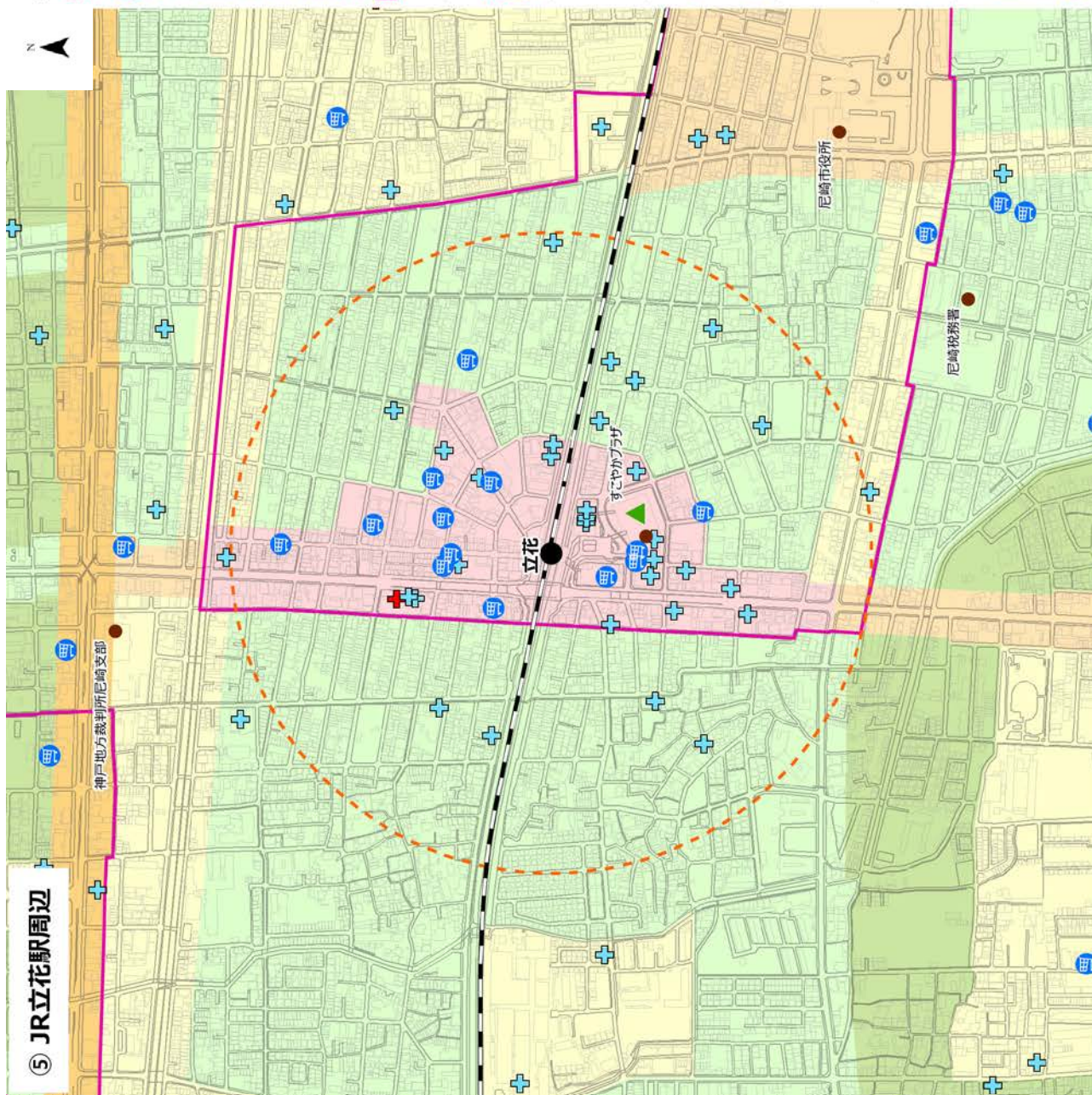
【子育て支援施設】

- つどいの広場
- すこやかプラザ

【教育文化芸術スポーツ】

- 教育文化施設
- 芸術文化施設
- スポーツ施設

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)

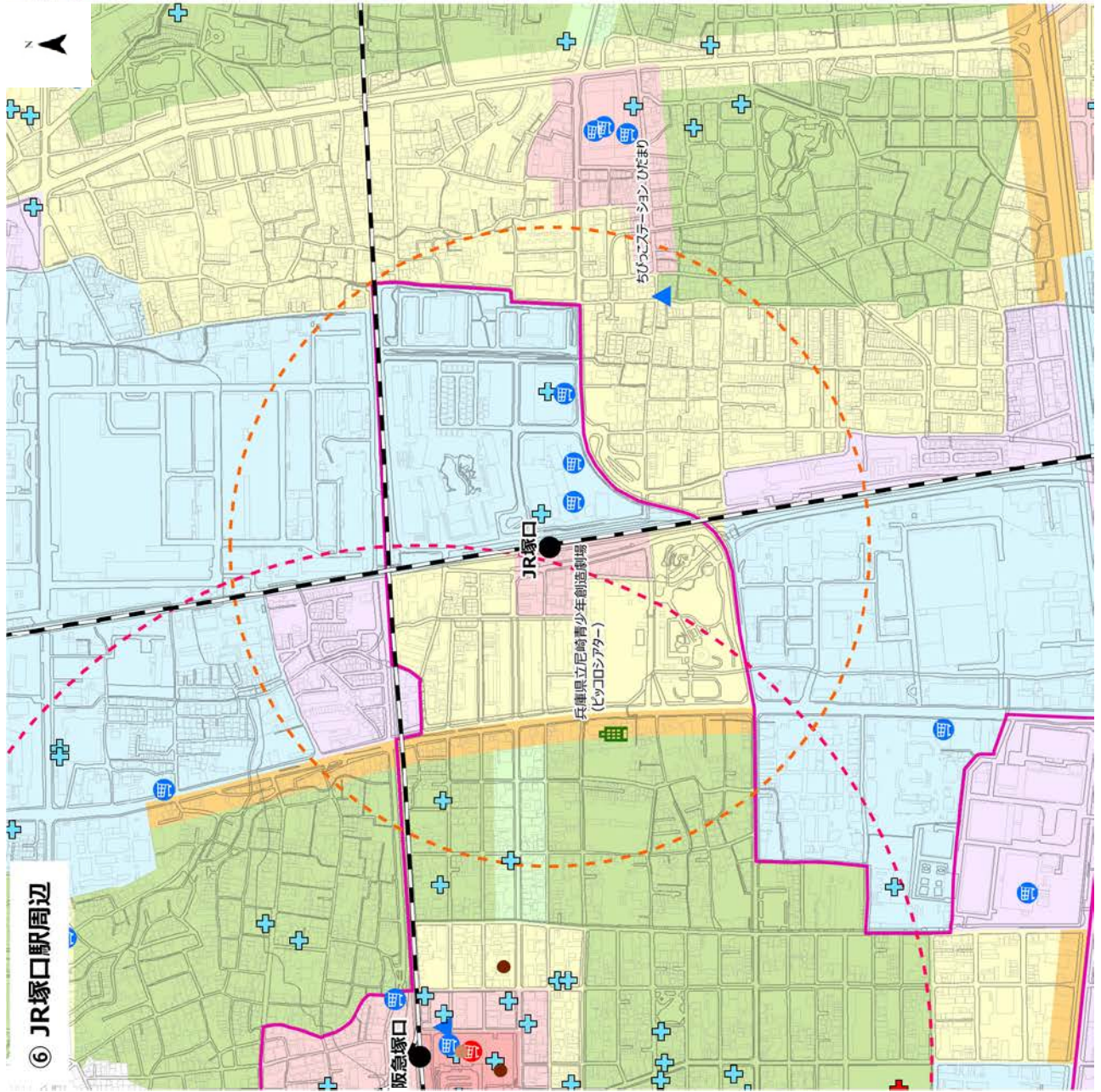


凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 駅から300m圏域
- 生活拠点： 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域
- 都市機能誘導区域

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)	
<b>【商業施設】</b>	
大規模商業施設	-
小規模スーパー・商店街等	-
<b>【医療施設】</b>	
病院	-
診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b>	
中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)	尼崎市役所
その他行政窓口 (サービスセンター)	
<b>【介護保険福祉施設】</b>	
相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b>	
つどいの広場	すこやかプラザ
すこやかプラザ	すこやかプラザ
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	
教育文化施設	-
芸術文化施設	-
スポーツ施設	-

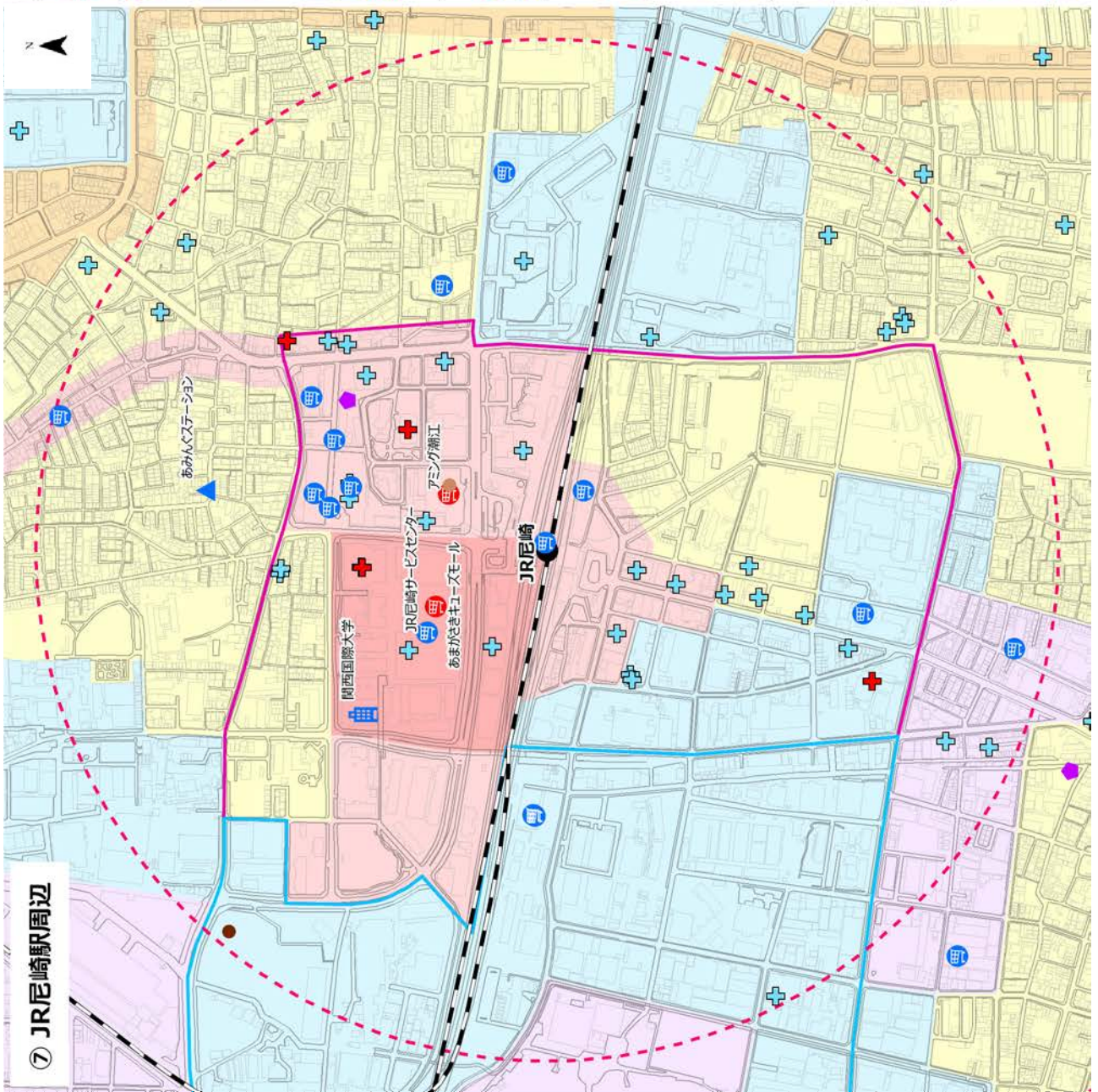




⑥ JR塚口駅周辺

- 凡例**
- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 生活拠点： 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)	
<b>【商業施設】</b>	
● 大規模商業施設	-
● 小規模スーパー・商店街等	-
<b>【医療施設】</b>	
● 病院	-
● 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b>	
● 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)	-
● その他行政窓口 (サービスセンター)	-
<b>【介護保険福祉施設】</b>	
● 相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b>	
● つどいの広場	-
● すこやかプラザ	-
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	
● 教育文化施設	兵庫県立尼崎青少年創造劇場 (ピッコシアター)
● 芸術文化施設	
● スポーツ施設	

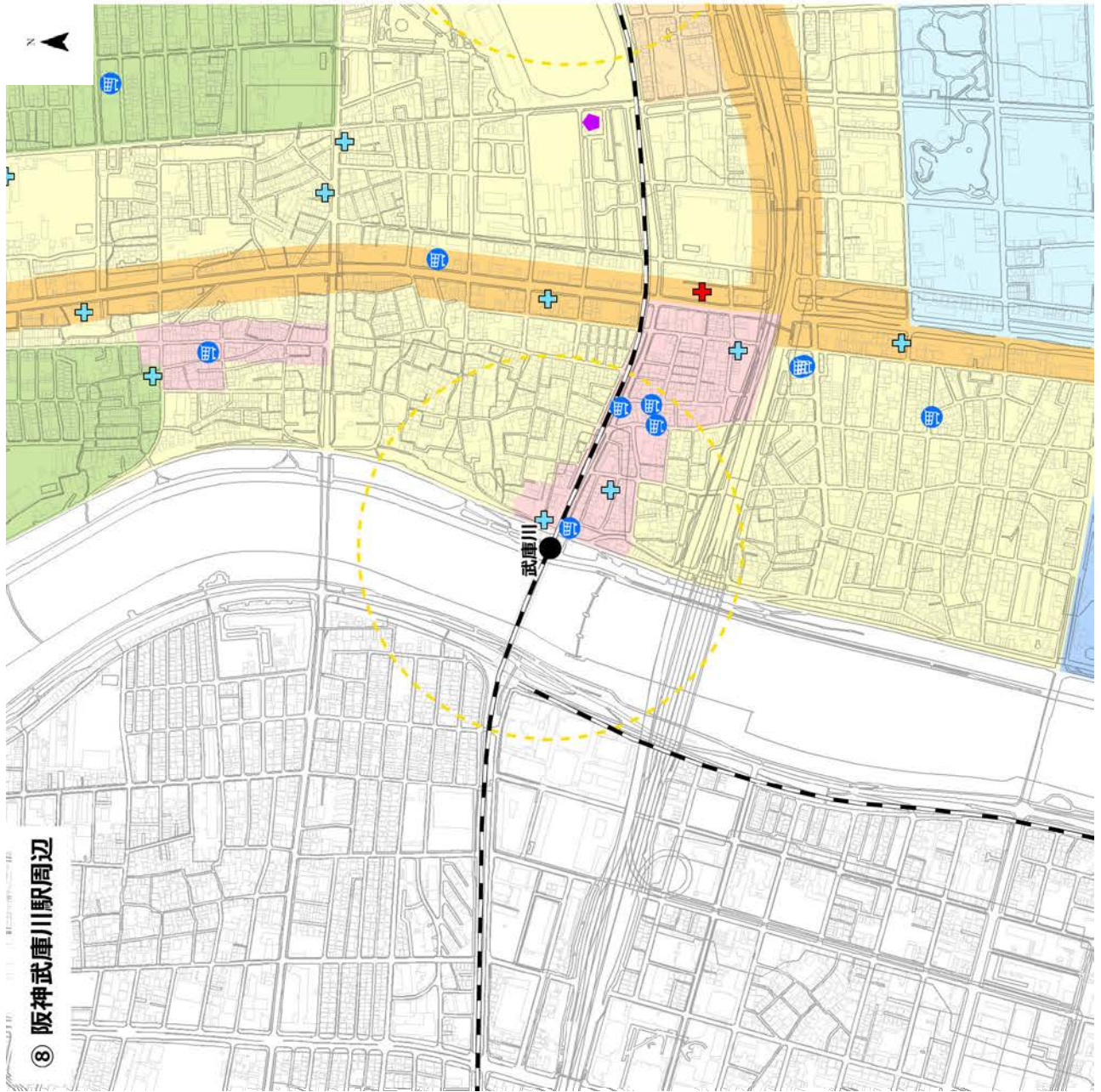


⑦ JR尼崎駅周辺

凡例

- 生活拠点： 駅か5300m圏域
- 広域拠点： 駅か800m圏域
- 地域拠点： 駅か500m圏域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)	
<b>【商業施設】</b>	あまがさきキューズモール アミンガ潮江
● 大規模商業施設	
● 小規模スーパー・商店街等	
<b>【医療施設】</b>	-
● 病院	
● 診療所	
<b>【行政サービス施設】</b>	JR尼崎サービスセンター
● 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)	
● その他行政窓口 (サービスセンター)	
<b>【介護保険福祉施設】</b>	-
● 相談窓口 (地域包括支援センター)	
<b>【子育て支援施設】</b>	-
● つどいの広場	
● すこやかプラザ	
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	関西国際大学
● 教育文化施設	
● 芸術文化施設	
● スポーツ施設	



凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 地域拠点： 駅から500m圏域
- 生活拠点： 駅から300m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域
- 都市機能誘導区域  
 (都市機能誘導区域内に立地)

【商業施設】

- 大規模商業施設
- 小規模スーパー・商店街等

【医療施設】

- 病院
- 診療所

【行政サービス施設】

- 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)
- その他行政窓口 (サービスセンター)

【介護保険福祉施設】

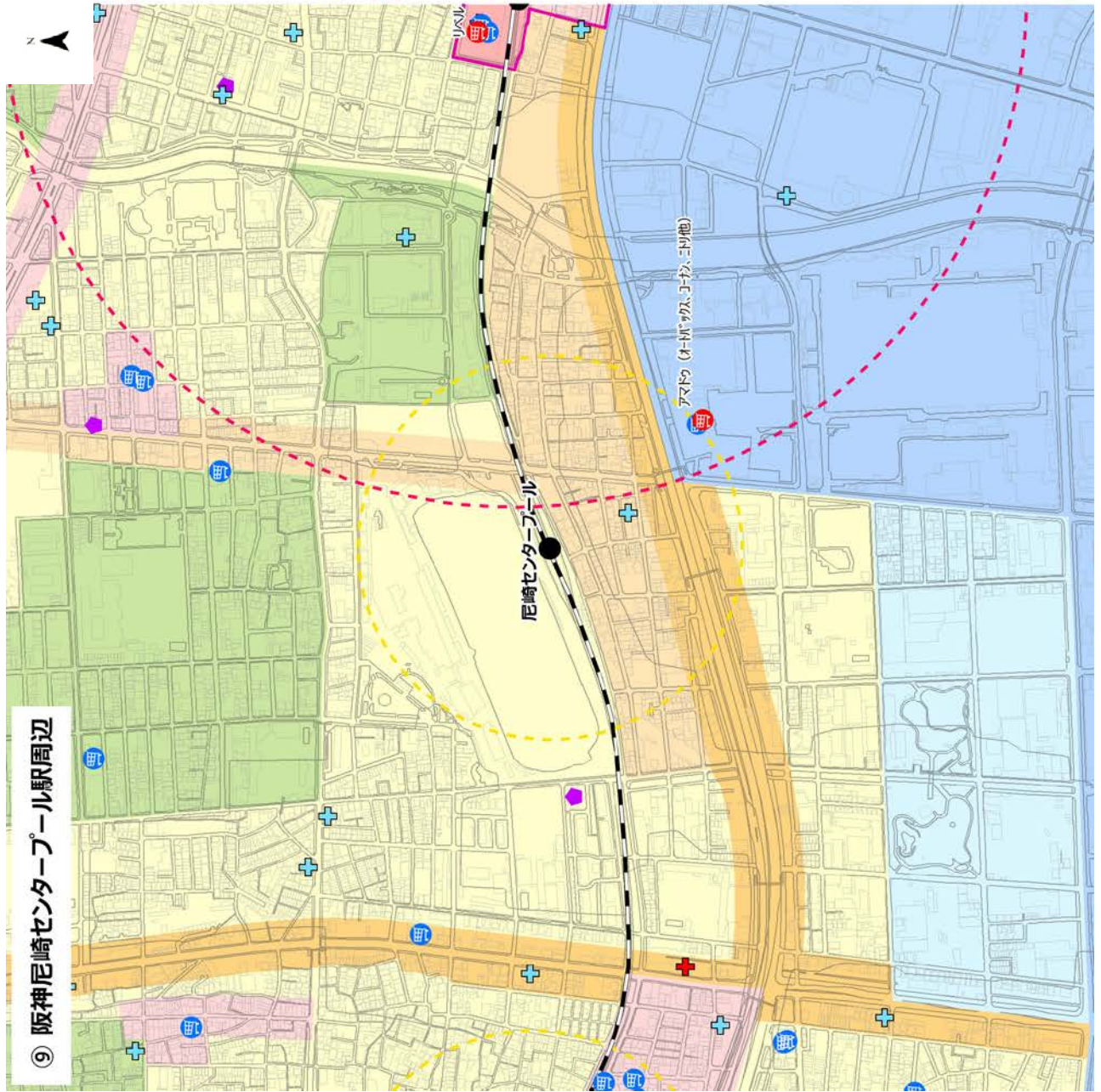
- 相談窓口 (地域包括支援センター)

【子育て支援施設】

- つどいの広場
- すこやかプラザ

【教育文化芸術スポーツ】

- 教育文化施設
- 芸術文化施設
- スポーツ施設



凡例

- 生活拠点： 駅から300m圏域
- 広域拠点： 駅から800m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域
- 誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)

【商業施設】

- 大規模商業施設
- 小規模スーパー・商店街等

【医療施設】

- 病院
- 診療所

【行政サービス施設】

- 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)
- その他行政窓口 (サービスセンター)

【介護保険福祉施設】

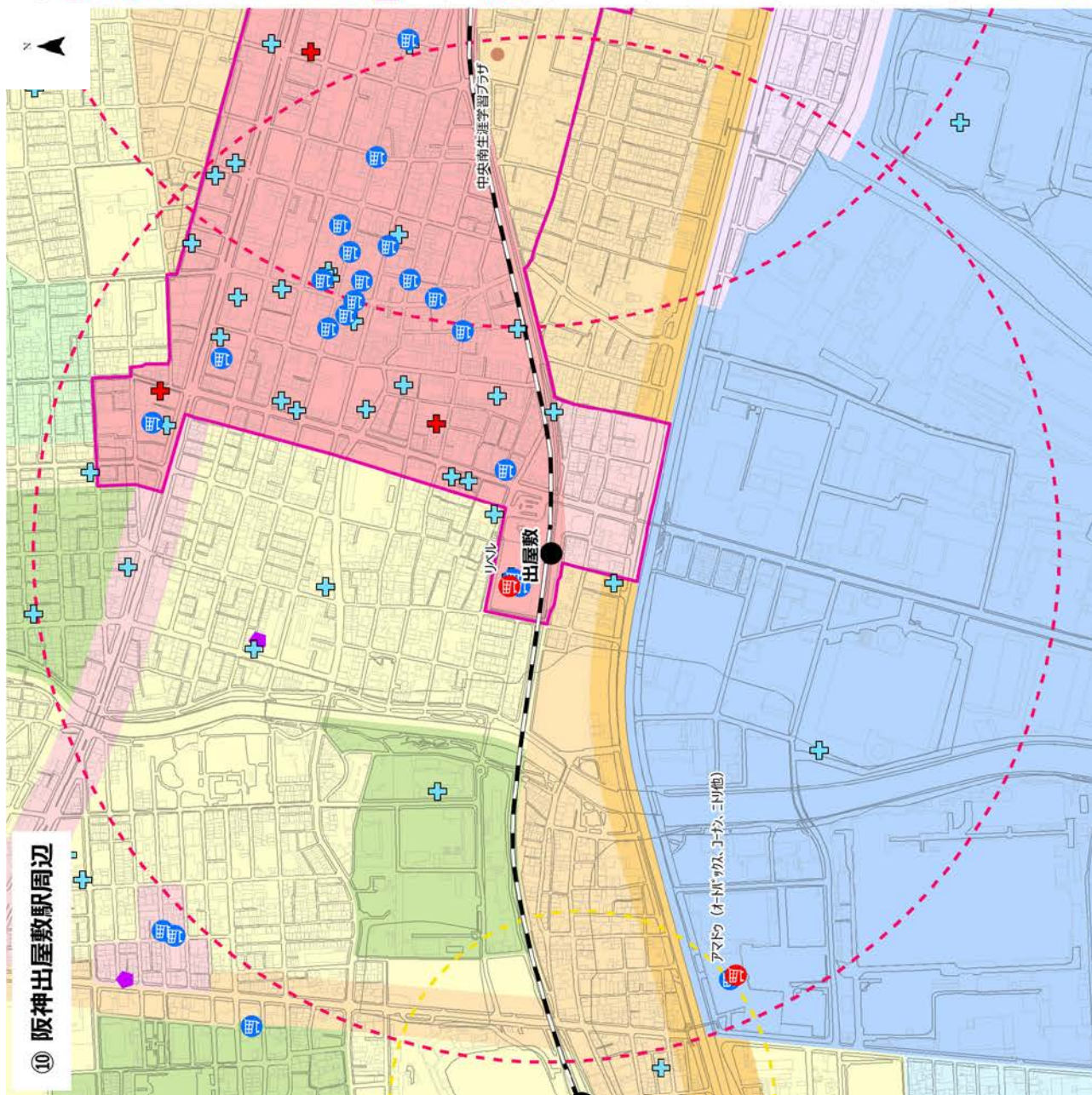
- 相談窓口 (地域包括支援センター)

【子育て支援施設】

- つどいの広場
- すこやかプラザ

【教育文化芸術スポーツ】

- 教育文化施設
- 芸術文化施設
- スポーツ施設

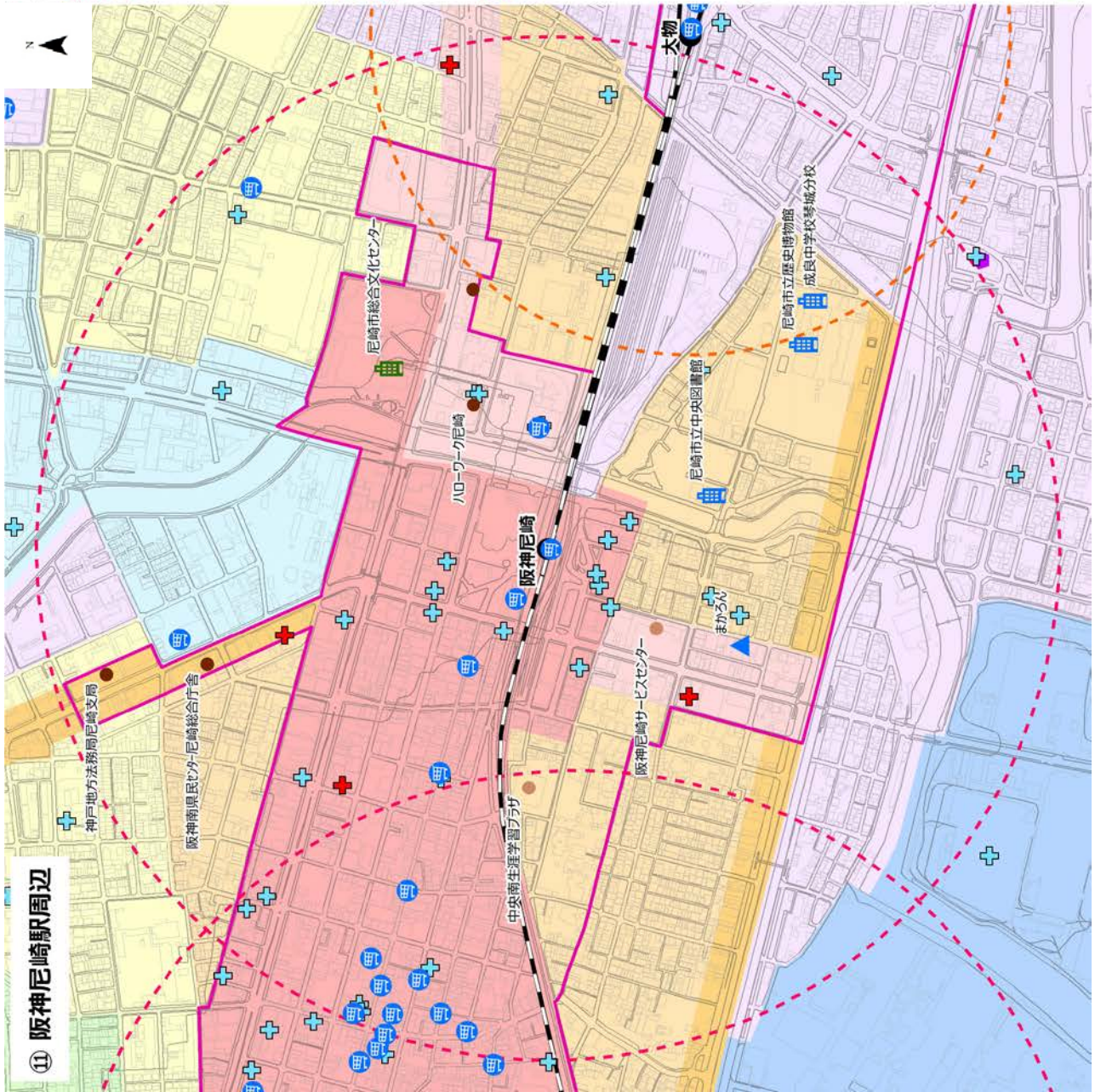


⑩ 阪神出屋敷駅周辺

凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 生活拠点： 駅から300m圏域  
 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)	
<b>【商業施設】</b> 大規模商業施設 小規模スーパー・商店街等	リベル
<b>【医療施設】</b> 病院 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b> 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) その他の行政窓口 (サービスセンター)	-
<b>【介護保険福祉施設】</b> 相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b> つどいの広場 すこやかプラザ	-
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b> 教育文化施設 芸術文化施設 スポーツ施設	-

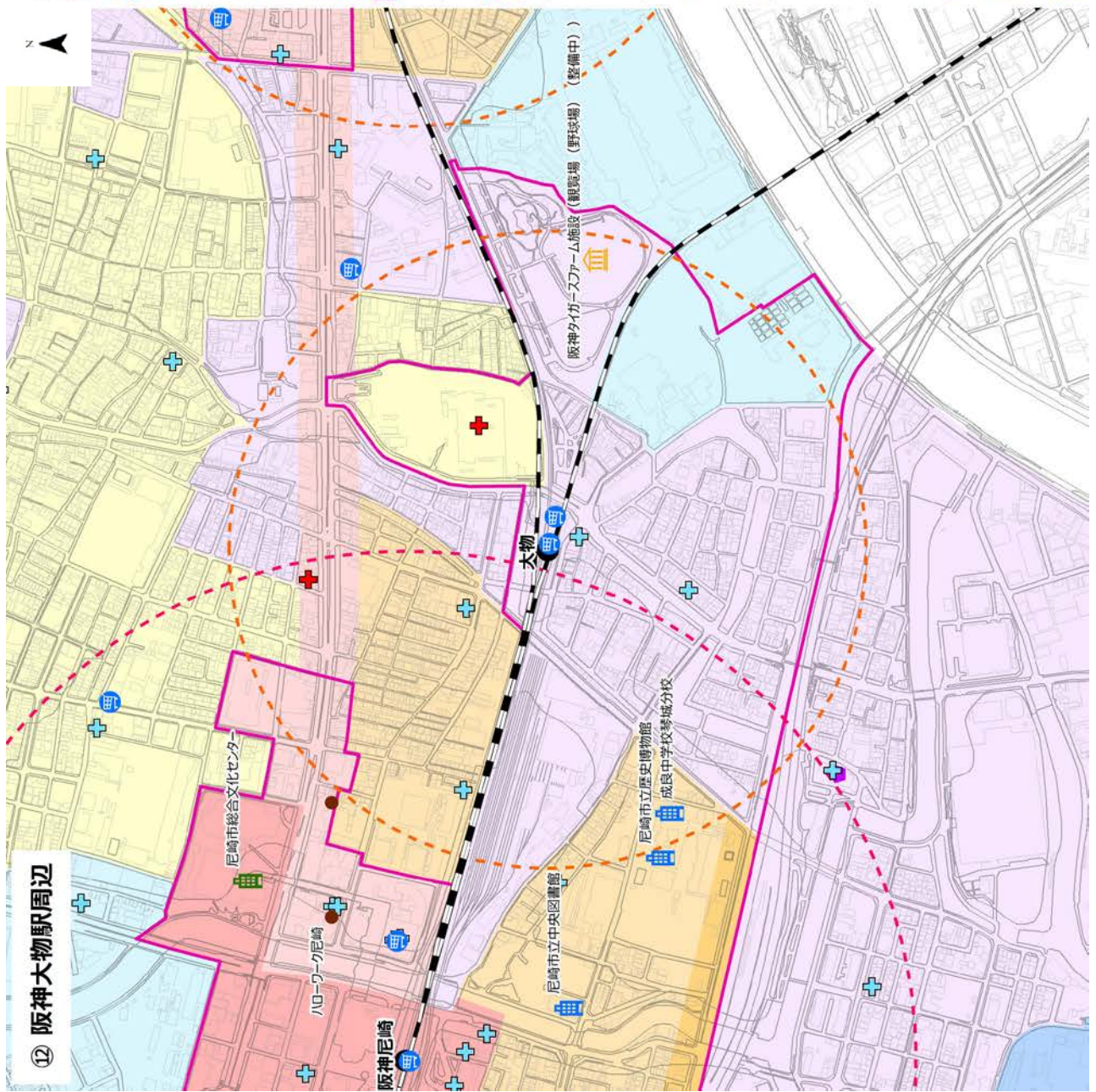


⑪ 阪神尼崎駅周辺

凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 生活拠点： 駅から300m圏域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域

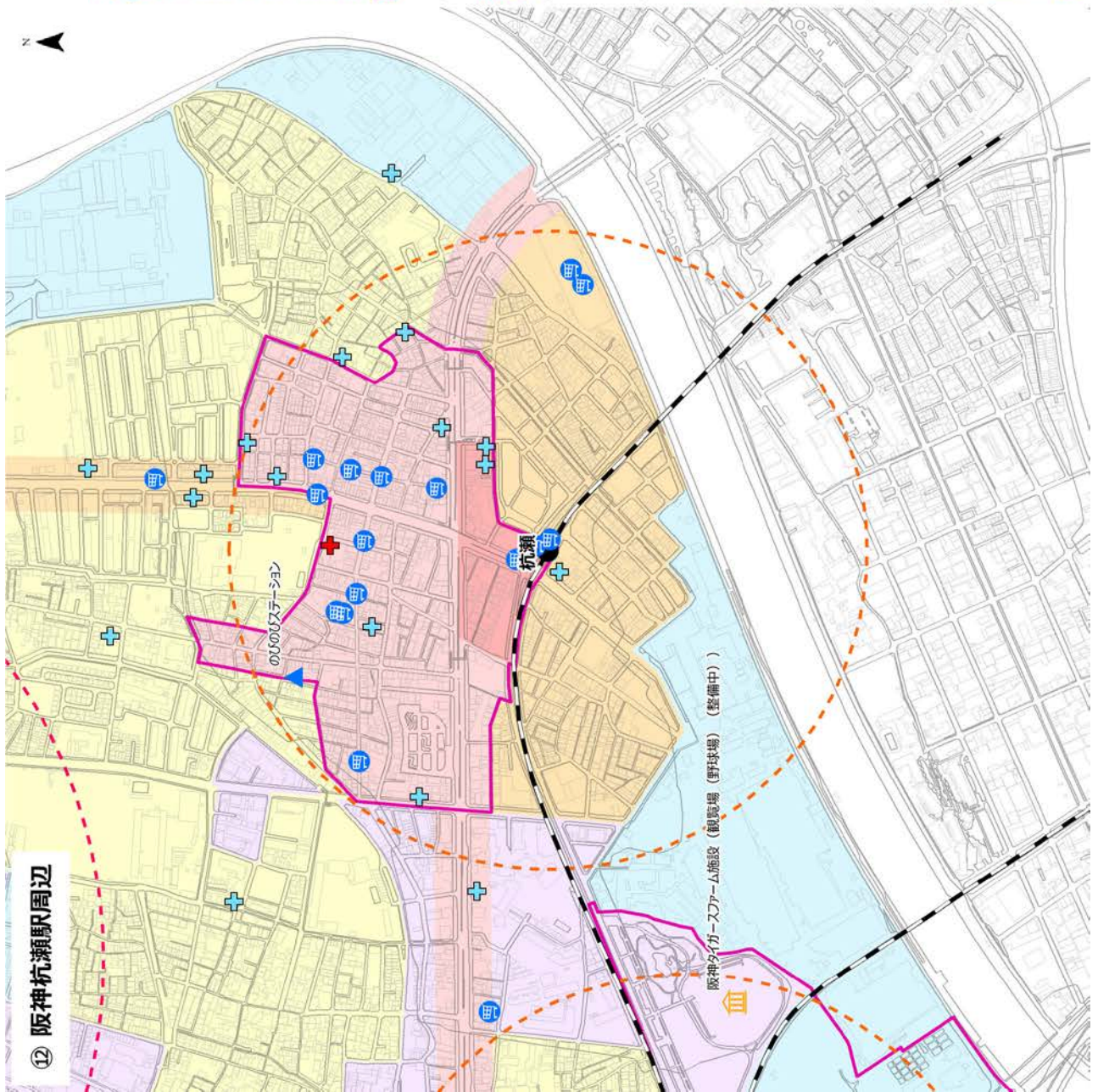
<b>【商業施設】</b>	大規模商業施設 小規模スーパー・商店街等	-
<b>【医療施設】</b>	病院 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b>	中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) その他行政窓口 (サービスセンター)	ハローワーク尼崎 阪神尼崎サービスセンター 神戸地方方法務局尼崎支局 阪神南民センター 尼崎総合庁舎
<b>【介護保険福祉施設】</b>	相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b>	つどいの広場 すこやかプラザ	まかろん
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	教育文化施設 芸術文化施設 スポーツ施設	尼崎市中央図書館 尼崎市立歴史博物館 成良中学校琴城分校 尼崎市総合文化センター



凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 生活拠点： 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域

<b>【商業施設】</b>	大規模商業施設 小規模スーパー・商店街等	(都市機能誘導区域内に立地)
<b>【医療施設】</b>	病院 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b>	中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) その他行政窓口 (サービスセンター)	ハローワーク尼崎
<b>【介護保険福祉施設】</b>	相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b>	ついでひろ場 すこやかプラザ	-
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	教育文化施設 芸術文化施設 スポーツ施設	尼崎市中央図書館 尼崎市立歴史博物館 成良中学校琴城分校 尼崎市総合文化センター 阪神タイガースホーム施設 (観覧場(野球場)(整備中))

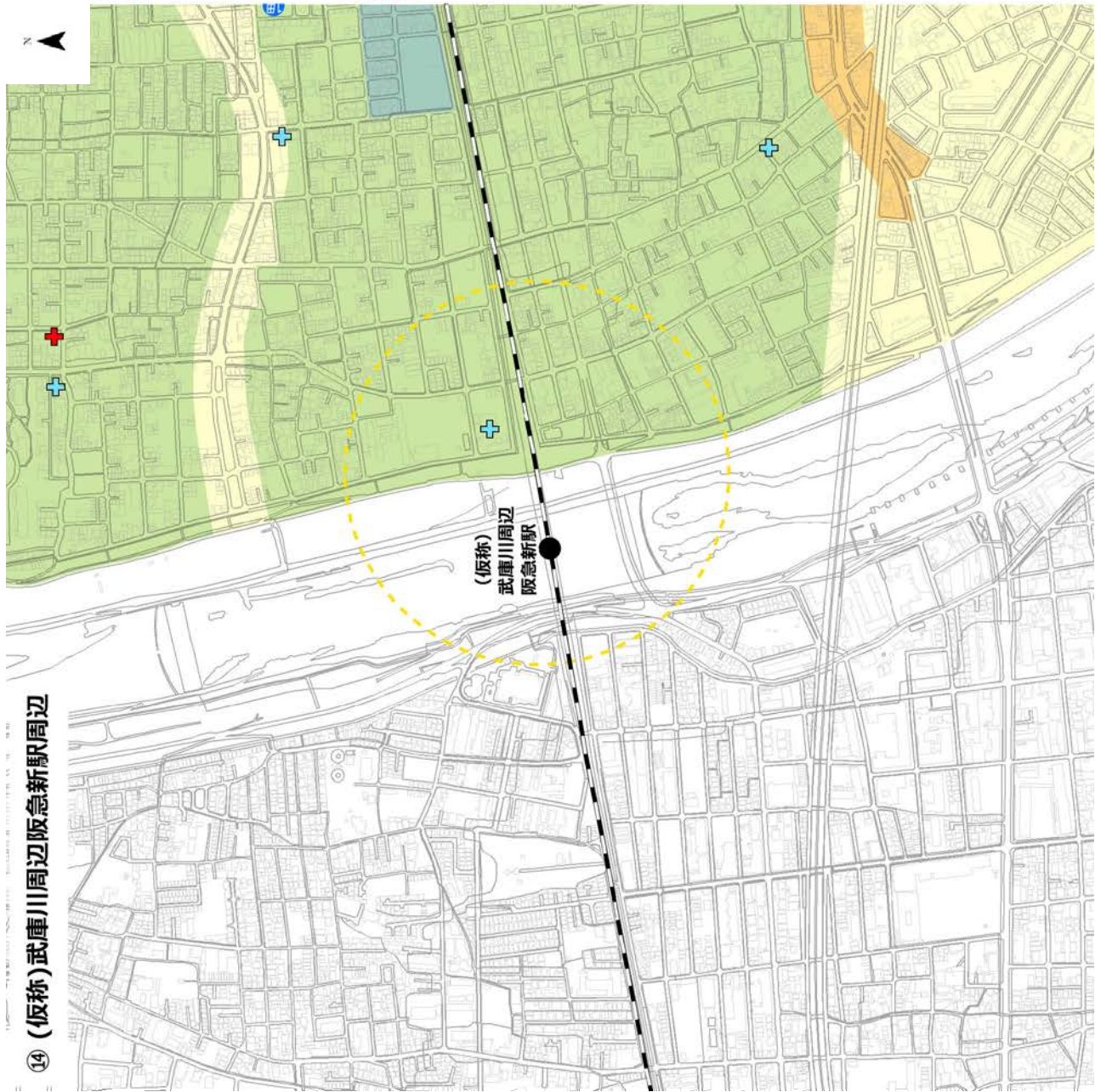


⑫ 阪神抗瀬駅周辺

- 凡例**
- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 生活拠点： 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域

誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)	
<b>【商業施設】</b>	
● 大規模商業施設	-
● 小規模スーパー・商店街等	-
<b>【医療施設】</b>	
● 病院	-
● 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b>	
● 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等)	-
● その他行政窓口 (サービスセンター)	-
<b>【介護保険福祉施設】</b>	
● 相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b>	
● つどいの広場	のびのびステーション
● すこやかプラザ	
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b>	
● 教育文化施設	
● 芸術文化施設	
● スポーツ施設	





⑭ (仮称)武庫川周辺阪急新駅周辺

凡例

- 広域拠点： 駅から800m圏域  
 生活拠点： 駅から300m圏域
- 地域拠点： 駅から500m圏域
- 第一種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域  
 都市機能誘導区域
- 近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域

	誘導施設 (都市機能誘導区域内に立地)
<b>【商業施設】</b> 大規模商業施設 小規模スーパー・商店街等	-
<b>【医療施設】</b> 病院 診療所	-
<b>【行政サービス施設】</b> 中核的な行政機能 (市役所、警察署、消防署等) その他行政窓口 (サービスセンター)	-
<b>【介護保険福祉施設】</b> 相談窓口 (地域包括支援センター)	-
<b>【子育て支援施設】</b> つどいの広場 すこやかプラザ	-
<b>【教育文化芸術スポーツ】</b> 教育文化施設 教育文化施設 芸術文化施設 スポーツ施設	-